

令和6年第4回坂町議会定例会

会 議 録 （第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和6年6月5日（水）

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 （ 開 議 ） 令和6年6月7日（金）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 1 番 折 中            智 君 | 2 番 岡 村 繁 範 君           |
| 3 番 縫 部 逸 都 君          | 4 番 池 脇 雅 彦 君           |
| 5 番 向 田 清 一 君          | 6 番 末 吉 克 巳 君           |
| 7 番 安 竹            正 君 | 8 番 光 岡 美 里 君           |
| 9 番 中 川 ゆかり 君          | 10 番 柚 木            喬 君 |
| 11 番 奥 村 富士雄 君         | 12 番 川 本 英 輔 君（議長）      |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 町            長 | 吉 田 隆 行 君        |
| 副   町   長      | 村 上 明 雄 君        |
| 教   育   長      | 枝 廣 泰 知 君        |
| 技            監 | 錦 織 直 紀 君        |
| 政   策   監      | 鳴 川 雅 彦 君        |
| 総 務 部 長        | 車 地 孝 幸 君        |
| 民 生 部 長        | 藤 本 大 一 郎 君      |
| 教 育 次 長        | 宮        香 緒 利 君 |
| 総 務 課 長        | 西 谷 伸 治 君        |
| 企画財政課長         | 山 本        保 君   |
| 税務住民課長         | 小 路 朱 美 君        |

|            |           |
|------------|-----------|
| 民 生 課 長    | 河 野 宏 明 君 |
| 保険健康課長     | 中 篤 則 君   |
| 環境防災課長     | 窪 野 稔 君   |
| 建 設 課 長    | 川 上 宏 規 君 |
| 基盤整備担当課長   | 古屋敷 貢 君   |
| 都市計画課長     | 松 谷 展 裕 君 |
| 学校教育課長     | 見 田 容 子 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 槇 尾 伸 君   |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 事    | 梅 田 勝 平 君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 8. 議 事 日 程

##### 議 事

##### 日程第1 「一般質問」

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 9. 議 事 の 内 容

(開会 午前9時58分)

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長（西谷信樹君） 御着席ください。

○議長（川本英輔議員） 皆さん、改めましておはようございます。

定例会2日目、今日から一般質問に入ります。傍聴席の皆様には、何かとお忙しい中、おいでいただきありがとうございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、10名から14問の質問事項が通告されております。

それでは、順次、発言を許します。

なお、議員、また、執行部の皆さんに申し上げます。

傍聴席から非常に聞き取りにくいという御意見をいただいておりますので、大きな声で発言をひとつよろしく願いいたします。

特に議員の方は向きが反対ですので、そのようにしっかりとマイクを近づけて質問願います。

それでは、順次、発言を許します。

また、再質問は5問までといたします。

4番池脇雅彦議員から「金融教育についてを問う」について質問願います。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 議席番号4番池脇雅彦です。通告に従いまして、「金融教育について」質問させていただきます。

近年の物価高騰、株価の急激な上昇・下落、円安ドル高、住宅ローン、塾や習い事の経費、スマホの月々の支払い、ゲームの課金など、子どもから大人まで私たちの生活にとって「お金」は切っても切れない関係にあります。

現代社会では金融との関わりは避けられない状況にあり、お金に関する知識や判断能力である金融リテラシーは現代人が身につけるべき重要な能力の一つであります。

このような中、金融リテラシーの根幹をなす「金融教育」について注目が集まっています。

そこで、金融教育についてお尋ねします。

1点目、金融教育とはどのような教育ですか。その定義について分かりやすく御教示ください。

2点目、平成29年以降に改訂された学習指導要領において、金融教育に関する記述が大幅に拡大されたと伺っております。これを受け、本町の小中学校における具体的な取組と、その実施効果についてお答えください。

3点目、「金融教育」と「主権者教育」の目標は大きく重なる部分があると言われ

ています。その理由は、人が他者と関係・協働し、社会を生き抜くためには、政治的教養のみならず、経済的教養もバランスよく身につけ、社会に感謝し、貢献する態度を身につけることが重要であるからです。本町では学校においてこの二つの教育を関連づけて指導しておられますか。

4点目、金融教育は学校教育にとどまらず、大人に対しても実施し、生涯学習の中で金融リテラシーを身につけさせる必要があると考えています。本町におけるこれまでの取組についてお答えください。

5点目、金融リテラシー及び金融教育の重要性について、教育長はどのようにお考えですか。教育長の御所見をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「金融教育について問う」の件についてお答えいたします。

近年、金融経済環境が大きく変化し、お金を使う、借りるなどの場面において、リスクやトラブルに巻き込まれるケースも増えています。このため、金融に関する教育の重要性が高まっております。

御質問1点目の「金融教育とは、どのような教育か」についてお答えいたします。

「金融教育」はお金や金融の働きを理解し、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う教育です。

具体的な教育内容として、①生活設計・家計管理に関する分野、②金融や経済の仕組みに関する分野、③消費生活・金融トラブル防止に関する分野、④キャリア教育に関する分野があります。

御質問2点目の「学習指導要領の改訂を受けて、具体的な取組と、その実施効果」についてでございますが、小学校では、主に5・6年の家庭科「物やお金の使い方」の単元で、消費者の役割について学習します。中学校の学習では、2学年家庭科において、消費生活と契約、購入方法と支払い方法を学んでいきます。実施効果といたしましては、金融リテラシーの基礎知識の習得及び金融トラブルの未然防止につながっていると捉えております。

また、教科授業のみでなく、企業による出前講座により、例えば高額課金やスマホでの買物のリスクについて学習しております。

御質問3点目の「「金融教育」と「主権者教育」を関連づけて指導しているのか」についてでございますが、中学校3学年社会科の公民分野において、国会と自分たち

の社会とのつながりや、選挙、行政の仕組みや役割、裁判等について学びます。その後すぐ「私たちの暮らしと経済」の単元で、消費生活と市場経済、税金、契約、株式等について学習します。それらの学習内容を踏まえ、「主権者教育」と「金融教育」を関連づけ、「経営者や消費者になってみよう」をテーマにグループ協議を行う等の学習をしております。

御質問4点目の「生涯学習の中で金融リテラシーを身につけさせるこれまでの取組」についてでございますが、本町では令和元年度から令和5年度までの間に延べ18回の講座を開催しております。例えば「基礎から学ぶマネー講座」と題して、資産形成から相続の話など、金融機関の講師から分かりやすく教えていただきました。実施後のアンケート調査においても、「満足した」との回答を多くいただいております。

御質問5点目の「金融リテラシー及び金融教育の重要性」についてでございますが、お金に関する知識や判断力を適切に身につけるためには、金融教育の役割は大きく、学校教育はもちろん、大人の学習機会の必要性も高まっていると認識しております。特に成人年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、若い世代が保護者の同意もなくローンが組めるなど、借りたお金は返済するということを頭に入れ、自立した消費者として自分の生活を設計する能力が求められます。

今後においても、銀行や税務署などから講師派遣をいただき、具体的な場面を想定した金融教育を行うよう指導してまいります。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） かなり細かく伺っておりますので、再質問も二つぐらいにとどめようと思っておりますけども、ただいま金融リテラシー、また、金融教育の重要性について、枝廣教育長の御所見を伺いました。

そういった中で、実は今週の月曜日の朝、私、街頭活動を、挨拶運動なんですけど、そうした中で、高齢の男性から、池脇さん、今度、金融教育について質問するんだねと。ちょっと心配なんで伺うんだけど、まさかお金ありき、お金が主体の教育をこれからやるんじゃないだろうねというような御質問を受けまして、いや、そうではありませんよと、坂町の教育はそういうことではありませんと。わしゃ一番大事に思うのは、やっぱり道徳なんじゃないかというふうに思うとおっしゃいました。そこで、私は坂町の教育というのは礼節を重んじ、道徳も、そして様々な教育の中で子供たちを

しっかりと教育していると、こういうようなことを伺いましたけども、教育長、これ、間違いありませんか。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 坂町は礼節を重視して教育を進めております。自らを律しつつ、他者と協調し、家族愛、また、郷土愛、思いやりの心、感動する心、そうした道徳教育の部分も含めて教育活動を行っておりますけども、坂町はトータル的に礼節を基本とした教育を進めて、全ての教育活動を通じて取り組んでおりますので、御安心ください。

○議長（川本英輔議員） 池協議員。

○4番（池脇雅彦議員） まさにそのとおりだと思っておりますし、礼節と道徳心を持って、金融教育についても、しっかりと子供たちに、または大人にも知識を持ってもらうということが非常に大事なことだと思っております。

もう一点だけ再質問します。

坂町には地域の要望や意見をお伺いして、坂町の教育の充実、発展に資するため、坂町の教育を考える会というのが設置されており、私も委員の一人であります。

本年3月13日に開催されましたこの会議の冒頭の挨拶において、吉田町長は、金融教育の重要性、そして学校での取組について大変熱く語られました。私は非常にこれが印象に残っております。こうしたことから、吉田町長が金融教育に対して高い関心をお持ちではないかと考えております。

そこで、町長は金融教育についてどのような考えを持っておられるのか、これをお伺いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 一般的に金融教育ということが最近是全国的にも取り上げられております。要は、私の思いは、大切なお金を自分で働いて、自分で稼いで、そしてそのお金をもって自分の生活を維持、守っていくんだと、そういうことを幼少の頃、子供のときからしっかり身につけるということを目的とした一応金融教育、それと同時に、最近、クレジットカードとかいろいろな事案もございますし、そういうことにつきましても、しっかりと勉強をしていく、学習をしていくというふうな機会を義務教育の場で与えてもらいたいということで発言をしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 8番光岡美里議員から「早急に保健センターの大規模改修が必要では」について質問願います。

光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 「早急に保健センターの大規模改修が必要では」の件についてお伺いします。

保健センターは地域保健法に基づいて設置されている公的機関で、市区町村における地域保健対策の拠点としての役割があります。本町においても母子保健や老人保健などの拠点として幅広く活用されており、町民の健康を支える重要な機関となっています。また、災害時の一時避難場所にも指定されており、町民の命を守る機能も担っています。

一方で、建物の老朽化が見受けられ、坂町公共施設等総合管理計画においても、「築40年が経過し、老朽化が進んでおり、大規模改修の検討が必要です」とあります。利用される方々からも、エレベーターやトイレの利用など、様々な場面での利用のしづらさを感じておられるという声も聞かれるところです。建て替えも視野に入れ、大規模改修を早急に着手する必要があるのではないのでしょうか。町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「早急に保健センターの大規模改修が必要では」の件についてお答えをいたします。

坂町立保健センターは、昭和57年3月20日の竣工以来、乳幼児から高齢者まで、全ての住民の皆様の保健活動の拠点として、保健師及び管理栄養士が母子保健推進員や食生活改善推進員、関係機関と連携をし、地域に密着した保健事業を実施をいたしており、日々、多くの住民の皆様に御利用をいただいているところでございます。

こうした中、施設・設備においては、これまでエレベーターにつきましては、毎年、専門業者による点検を実施をし、部品等の取換えを行っており、また、トイレにつきましては、身体障害者用トイレの整備、和式から洋式トイレへの変更及び洗浄機つきトイレの増設を行うなど、利用者の方が安心して使えるように、定期的に点検・修理を行っているところでございます。

御質問の「早急に保健センターの大規模改修が必要では」についてでございますが、建築から40年以上が経過し、エアコンの修理や雨漏りの対策など、修理が必要な箇

所が増えてきていることから、保健センターの機能を備えた新たな施設の検討をいたしております。

この新たな施設では、全ての世代の方が使いやすく、気軽に集うことができ、コミュニティの場として活用できるような施設といたしたいというふうに考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 新たな施設を検討されているというところで、早期の実現を期待したいと思っております。

そこで質問なのですが、検討しているということなのですが、やはりある程度はいつ頃までには着手をしたいという思いがとおりなのではないかと感じております。

そこで、そういった時期について、話せるところまで教えていただければと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） この建物につきましては約2年、3年ぐらい前からいろいろ検討もしてきております。

しかしながら、今現在、建設資材等物価の高騰が大変激しいものでありますので、やはり皆さんの税金を、血税を投入していくわけでもございますし、そこらの社会的な情勢と申しましょうか、そういう面もしっかり判断をしながら、なおかつ、新たな施設につきましては、ある程度、住民代表の皆様とか、そういう方々の御意見もしっかり集約をした中で、議会にも説明をさせていただきながら、建設に取り組んでいきたいというふうな思いは以前から持っております。

先ほど申しましたように、時期的なことを具体的にということでございますけれども、今の建設業界の現状を考える折に、いつの時期がいいのかということもしっかり判断をしながら、総合的には整理をしていきますけれども、工事に関しては、そういうことも含めて対応していきたいというふうに今は考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 現在の社会情勢等も鑑みながら判断されるということで、適切な判断を期待したいと思っております。

続いて、場所についてお伺いします。

検討の中では、現在の場所に新たな施設を用意するおつもりなのか、それとも別の場所も踏まえて検討をされるおつもりなのか、その場所についてのお考えもお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） お答えいたします。

今、検討しているのは、今あるところへ建て替えということで検討いたしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 現在あるところでの検討ということで、またより道路状況等も踏まえながら判断されることと感じました。

続いて、機能についてお伺いします。

先ほど、新たな施設は全ての世代の方が使いやすく、気軽に集うことができ、コミュニティの場として活用できるような施設としたいというふうにお答えいただきました。

ここに、それであれば、私は坂町社会福祉協議会の機能も入れたらどうかと感じております。といいますのも、先日、個人調査で、他県ではありますが、町が設置した総合福祉センターを視察してまいりました。そこでは保健センターと社会福祉協議会の機能が1か所に集約されていることで、大変よい連携が取れており、協働されている様子を確認しました。

現在の社会福祉協議会は建物自体の耐震の面でも心配されるところがあるかと思っています。そこで、検討されている新たな施設には、ぜひ坂町社会福祉協議会も入れてはと考えるが、いかがお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤本部長。

○民生部長（藤本大一郎君） お答えいたします。

坂町社会福祉協議会は、平成13年4月1日に現在の平成ヶ浜に移転しております。御承知のとおり、それまでは現在の保健センター内の中で業務を行ってまいりました。新たな保健センターの建て替えに当たり、社会福祉協議会も集約してはとのことでございますが、まずは社会福祉協議会の意見を伺い、また、同じ敷地であることのメリ

ットやデメリット、それとアセンブリホールの管理・運営や、仮に社協を移転した場合の跡地利用など、あらゆる視点から検討し、慎重に進めなければならないと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 社会福祉協議会の意見も聞きながら前向きに検討されるということで、今、理解させていただきました。

そこで、町長に質問していきたいと思います。

先ほどの社会福祉協議会の集約についてなのですが、町長はいかがお考えか、最後にお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、民生部長のほうで答弁をいたしましたけども、一応、社会福祉協議会の位置づけとかいろいろなことがあろうかと思います。

そういう中でどうあるべきか、それともう一点、施設を建設するにしましても、建物を建設するにしましても、ある程度、面積と申しましょるか、大きさも制約をされてくる可能性もあるわけでございますので、そこらも総合的に判断をしながら、何もかも一緒にすればいいというようなものでもないような気がしますし、そこらは適切な判断をしながら、また、社会福祉協議会の思い、意見も聴取しながら、どうあるべきかということも判断をしていきたいというふうには思っておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） 6番末吉克己議員から「横浜公園の現状は」について質問願います。

末吉議員。

○6番（末吉克己議員） 「横浜公園の現状は」の件について質問いたします。

横浜公園は昭和58年に全体の供用が開始され、40年以上が経過しております。広々とした敷地に自由広場、子供の国、探索の丘などがあり、展望台からは美しい瀬戸の景色が一望できます。公園には遊歩道があり、大小1万4,000本余りの樹木が四季折々に表情が変わるのが楽しめ、花見シーズンには、毎年、多くの町内外の方々が利用され、桜と海の景色を楽しめる人気スポットです。

平成15年にはバリアフリー化を含め、ウォーキングトレイル事業や公園整備事業により全面改修しております。

平成30年の豪雨災害で公園の道路が一部陥没し、利用困難な状況でしたが、現在

は復旧しております。

昨年の４月から子供の国の遊具が大規模リニューアルされ、今年の３月からは広島県坂町VRアドベンチャーでリアルな横浜公園を体験できるようになりました。

横浜公園の現状について、以下の質問をいたします。

①横浜公園の命名権を募集しているが状況は。

②安全対策として、自由広場と道路との間の側溝にグレーチングなどで蓋をしては。

③横浜公園全域に設置しているベンチの老朽化が進み、かなり傷んでいる。ベンチのリニューアルを検討しては。

関係当局に伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「横浜公園の現状は」の件についてお答えをいたします。

横浜公園につきましては、町内の都市公園の中で最も広い５．８ヘクタールの面積を有する公園で、開園当初から年間を通じて町内・町外を問わず、多くの方々に御来園をしていただいております、喫緊では、桜の開花に併せ、公園内の駐車場を４日間無料開放をいたし、延べ３２７台の来場車があったところでございます。

また、先ほど議員から御紹介をいただきましたとおり、随時、遊具の更新や園路、樹木などの整備を行っており、横浜公園の魅力につきましても、最新の媒体を利用して、広く情報の発信に努めているところでございます。

横浜公園への命名権取得企業等の募集につきましては、令和４年度にロジコムグラウンド、アサガミベイサイドパークと同様に、広報さかやホームページを通じて募集をするとともに、職員が直接町内の事業所を訪問し、命名権取得の依頼を行ったところでございますが、結果として、横浜公園のみ応募がなかったため、現在は随時募集に切り替え、募集をいたしているところでございます。

今後、改めて広報さかに掲載するなど、町内の企業に働きかけてまいります。町内だけではなく、町外の企業にもしっかりと働きかけていければというふうにも思っております。

次に、「安全対策として、自由広場と道路との間の側溝にグレーチングなどで蓋をしては」についてでございますが、公園内の水路につきましては、大量の落ち葉が入り込むことから、これまで基本的に蓋を設置をしておりましたが、近年、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して公園を利用できるように、公園の

バリアフリー化が全国的にも求められております。

また、横浜公園は津波などの緊急避難場所にも指定していることを踏まえ、水路の管理に支障を来さない材質のグレーチングを使用し、自由広場と道路との間の側溝に蓋をするよう担当課長に指示をいたしたところでございます。

今後も利用者の方々や地域の皆様の御意見をお聞きをし、必要と思える箇所につきましては、改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、「横浜公園全域に設置しているベンチの老朽化が進み、かなり傷んでいるベンチのリニューアルを検討しては」についてでございますが、現在、横浜公園内に設置をしております木製ベンチにつきましては、公園全体で36基を設置いたしております。

議員御指摘のように、このほとんどが設置から40年以上経過しており、風雨により老朽化が進んでいる状況にございます。

町といたしましては、今年度に作成をいたします公園遊具等長寿命化計画におきまして、当該ベンチの更新を盛り込み、今後、計画的にベンチの更新を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、横浜公園につきましては、坂町の魅力ある観光スポットの一つとして、より多くの方に親しんでいただけるよう、引き続き、情報発信や長寿命化に向けてまいりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） このたび、横浜公園の一般質問をさせていただいておりますが、側溝をグレーチングで蓋をするよう担当課長に指示していただいたり、傷んだベンチの改修のほうを今後計画的にされる、そして命名権のほうも、今後、随時募集を坂町内の事業者働きかけるなど、非常にありがたい、いい答弁をいただいておりますので、今後、安全で利用しやすい横浜公園になると思います。

この横浜公園、看板が見えにくいということを町内外の方からお聞きしております。実際、今、横浜公園の案内板が、緑色でちょっと小さい感じの、緑色の看板に白い文字で横浜公園と矢印がしてある状態でございます。ちょっと見えにくいかなと自分も思ったんですが、そういったものを、費用をかけずに、もっと分かりやすくしようと思ったなら、ホームページのほうに分かりやすく駐車場の入り口のほうとか、そうした案内板を、緑色の横浜公園という文字が書いたその案内板を、この看板を頼りに行っ

てくださいよと、そういった分かりやすい画像をホームページに掲載して、迷うことなく横浜公園にたどり着けるような、そういった案内をホームページのほうに掲載してはどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

横浜公園の案内板につきましては、木製の看板と議員さんおっしゃいましたプラスチックの緑色の看板、２種類を公園に向かう道路沿いに設置をさせていただいておるところでございます。

また、横浜公園のホームページ内での案内につきましては、車で向かうときには坂北インターチェンジから約５分とか、ＪＲ駅から徒歩２０分とかいう表現を使って表示をさせていただいております。

それに併せて、位置図につきましてもホームページ内で表記をしているところがございますが、担当課といたしましては、より多くの方が来園していただくように、議員さんの御意見も含めまして、改めましてよく検討させていただき、改善に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○６番（末吉克巳議員） ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

２問目の質問に入ります。

２問目の質問ですが、展望台から海とか山の景色、その展望台の景色を見ましたら、ちょっと樹木が伸び過ぎて、ちょっと見にくい状況かなというのを、自分、感じました。自分、小さい頃、この子供の国がまだなかった頃、昭和五十五、六年ぐらいによく近所の友達と遊びに行ったんですけど、その頃は樹木のほうがすごくきれいな形で、展望台からの海の景色もすごくきれいに見えました。

しかし、最近、見に行かせてもらったら、あまりにも伸び過ぎて、海とか景色がちょっと見えにくい状況でございます。これ、もしよろしかったら、そういった展望台の景色をもっとより見やすくするために、桜の木とかそういったものを剪定してはどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

横浜公園につきましては、展望台からの景色も魅力の一つとなっておるところでございます。その展望台の周りにあります木の伐採につきましては、毎年、予算化をさせていただきまして、公園全体を年２回、７月と１０月頃でございますが、専門業者に伐採、剪定をしていただいております。

今年度におきましても、先週、入札会におきまして、伐採業者が決定いたしましたので、このたびの御意見を踏まえまして、現地を確認をさせていただきたいと考えております。

今後とも来園された方が気持ちよく景観を楽しんでいただけるよう、施設の清掃も含めまして努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○６番（末吉克巳議員） 現地をしっかりと確認していただきまして、しっかりと検討いただきますようよろしくお願いいたします。

このたびは非常にいい答弁をいただいておりますので、３問目の質問で最後にさせていただきます。

このたびの遊具の大規模改修で、うめの木ローラースライダーがこのたび設置されております。全長２８メートルのすごく楽しいローラースライダーでございます。

そこで、そのローダースライダー、自分もよく子供と行くんですけど、そこをスマホで動画を撮りながら、そのローラースライダーを滑ったら、海と山が見えるすごくきれいな景色で、スリルのあるあのローラースライダーが滑れる状態がございます。そういったものを、そのうめの木ローラースライダーをホームページとかで動画でアップして、全面的に宣伝してはどうでしょうか。非常にこれはすごく子供が楽しめる遊具だと思います。ぜひぜひホームページとかで宣伝してはどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

子供の国にございますうめの木ローラースライダーにつきましては、新設した遊具の中でも一番の人気の遊具となっておるところでございます。

担当課といたしましては、実際に来ていただき、そういうローラースライダーをはじめ、いろんな遊具を体験していただくというのが一番楽しい思い出になるのかなと思っておりますけれど、議員さんおっしゃいましたように、ホームページを使って、

今、VR化とかも技術的にはできるようになっておるようでございますので、そういう最新の技術を使いながら、多くの人にPRをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 9番中川ゆかり議員から「合理的配慮の提供の義務化への対応は」について質問願います。

中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 「合理的配慮の提供の義務化への対応は」の件について伺います。

坂町は保健・福祉相談を一体的に行う「保健・福祉の総合相談窓口」を開設し、令和6年4月から開始され、町民の悩み事や困り事を適切な関係機関につなぎ、早期解決につながることを期待されます。

さらには、植田地区避難場所を併設する福祉施設「ほほえみタウン坂」の整備も本年夏頃には整備が完成すると聞いており、これらの整備が福祉体制へ大きな広がりを持つ拠点となることにさらなる期待をしております。

このように福祉の充実が進む中で、国は法改正に伴い「合理的配慮の提供」を4月1日から義務化しました。事業者と障害のある人、両者が対話を重ね、一緒に解決策を検討していくことが重要だとされていますが、ここで言う障害のある人というのは障害手帳を持っている人だけではなく、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている全ての人を対象になり得るため、事業者の負担は大きなものと理解できますが、本来、一方的に事業者レベルではなく、個人レベルがしっかりと実践していかななくてはならないことだと考えます。

行政としての関わり、対応など、町の見解を伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「合理的配慮の提供の義務化への対応は」の件についてお答えをいたします。

本年4月1日から、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる共生社会を実現をすることを目指す「障害者差別解消法」が改正され、これまで民間事業所には努力義務であった障害のある人に対する「合理的配慮」が義務づけられました。

具体的には、個々の場面で障害のある人から「こうしたことを配慮してほしい」と

の申出があった場合に、例えば飲食店などで車椅子のまま着席できるようにしたり、会話が困難な人と筆談でやり取りしたりするといった便宜や配慮を講じることなどが求められることになります。

御質問の合理的配慮の提供の義務化における「行政としての関わり、対応など」についてでございますが、義務化の対象となる民間事業者には、企業はもちろん、ボランティア団体や地域の任意団体も含まれるなど、議員の御指摘のように、民間事業者のみならず、町民の皆さん一人一人が自分のこととして関わっていくことが大事であると考えております。

このため、町といたしましては、広報さか、坂町ホームページ、国が作成したリーフレットなどで民間事業者に周知するとともに、障害のある人から寄せられた意見や相談事例などを具体的に紹介をし、「合理的配慮」ひいては地域共生社会への理解の浸透を図ってまいります。

また、相談体制として、保健・福祉の総合相談窓口の活用や手続ガイドシステムの導入など窓口改革を行い、悩みや不安がある人に寄り添い、誰もが暮らしやすい坂町を築いてまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 坂町は誰もが夢と希望を持ち、明るい笑顔で絆を深める優しさあふれる福祉のまちづくりを目指しておられます。令和4年度から施行された第1次坂町福祉のまちづくり計画から、地域共生社会として、目標として支え合う仲間をつくろうと支え合う関係づくりを挙げておられます。今年施行された合理的配慮の提供の義務化を改めて問うまでもなく、事業者や町民にこのことが行き渡っているかどうか、今日は確認をしたいと思います。

答弁には対象に含まれる民間業者や企業、ボランティア団体、地域の任意団体のみならず、町民の一人一人が自分のこととして関わっていくことが大事だと考え、周知としては、広報さかやホームページ等で行うということですが、民間事業者や企業はともかく、町内団体など地域共生社会への理解を改めて問うのであれば、町内各団体にプリントの配布などを行い、各団体の会合のときに告知して、理解を求めるぐらいの丁寧さがあつたほうがより周知や実践につながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河野民生課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

合理的配慮の提供の義務化の周知につきましては、丁寧に行い、町民はもとより、各団体の皆様の御理解をいただくことが非常に必要だと考えております。

ただいま中川議員さんから御助言いただきましたが、広報さかやホームページで周知を行うほか、町内団体に対しましては、啓発チラシを作成、配布を行い、各団体の会合のときに告知して、理解を求めることを検討してまいります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） いい答弁で安心しました。今、答弁いただいた方向で進めていただくことを早い段階で実施されるよう希望をします。

さきに質問した答弁の続きになりますが、障害のある人から寄せられた意見や相談事例を具体的に紹介し、合理的配慮、ひいては地域共生社会への理解の浸透を図るとありましたが、これは総合相談窓口に寄せられたものに関してなのだろうと私自身は予測しているのですが、町内には障害者親の会「ゆずりはの会」や「ふーぷ」などがあります。本日は傍聴にお越しの民生委員や、そこからの意見等も重要ではないかと考えます。いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河野課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

保健・福祉総合相談室をはじめ、役場の各窓口には町民の皆様から日々多くの御意見をいただいております。

このような中で、合理的配慮に関しては、障害者の親の会などの意見をお伺いすることは大変重要なことであると考えております。障害者の親の会などともしっかりとコミュニケーションを取り、様々な御意見をお聞きしながら、行政と団体がお互いの力を発揮できるよう努めており、このことは今後も継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） ぜひお願いしたいと思います。

今回は障害をお持ちの方に対しての法案でしたので、それに特化しましたが、本来、

互いに困っている人がいると、助け合うのは当たり前のことのように思います。特に坂町は1万3千人余りの町ですので、昔ながらの付き合いの中では、よい部分では自然に合理的配慮が行われているのではないかと思いますし、そんな坂町が続いてほしいと願います。そんな坂町であってほしいと思います。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） おっしゃるとおりでありまして、私も、常々、会議あるいは会合等で坂町のPRをする折には、坂町は人情の町だと、これをしっかりPRをいたしておりますし、それと教育の話が少し出ましたけれども、礼節を重んずるということは、やはり礼儀を重んじ、節度をしっかりと身につけるということにもつながってくるわけでありまして、それと人情の関係というのは非常に深いと思います。そういうことを子供のときからしっかり子供たちにも身につけていただいて、立派な成人になってもらって、坂町を将来的にも守っていただけるような、そういう環境にこれからも議員の皆様とも車の両輪で頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 10番柚木 喬議員から「子育て世帯・社会的弱者に対する支援は」について質問願います。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 「子育て世帯・社会的弱者に対する支援は」の件で質問させていただきます。

円安の中、町民は物価高で生活の困窮度が増しております。令和6年度予算がスタートしていますが、物価高対策、少子化も含め、再度、方針の確認をさせていただきたいと思います。

1点目、保育料の無償化が後回しになっているが、理由をお聞きしたい。政府は財源的には消費税引上げによる増収分で充てられるとされております。本町では後回しとされております。他市町はこぞって6年度予算に計上しております。ある財団法人のアンケート調査では「生活が楽になった」が55.5%を占めております。即刻、補正予算対応を願いたいですが、いかがお考えでしょうか。

2点目、3月定例会における「社会的弱者に水道料の減免を」について答弁が十分ではなく、また、再質問ができませんでしたので、確認いたします。

「住民税非課税世帯や均等割のみの世帯への１０万円等の給付がされているから実施しない」との答弁について、このことが社会的弱者の家計に届いているかを伺いたい。

以上でございます。

○民生部長（藤本大一郎君） 反問をお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前１０時５３分）

（再開 午前１０時５３分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ただいま、藤本民生部長から反問権が行使されましたので、許可いたします。

藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） 議員の一般質問通告書に保育料の無償化が坂町では後回しとなっていると。他市町ではこぞって６年度予算に計上していますとありますが、このこぞってというのは、一般的には一つも残さずとか一斉にを意味するものであります。当町の調査では、県内２３市町中３市町が保育料の完全無償化を行っており、議員の言われるこぞってとは程遠い状況であると考えますが、何を根拠におっしゃられているのでしょうか。

また、この質問通告書を見られた方または聞かれた方が誤解を招くおそれがありますので、反問させていただきました。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ただいま反問が行使されましたけれども、柚木議員の答弁を願います。

柚木議員。

○１０番（柚木 喬議員） これ、いろいろと再質問に一応用意しておりましたんですが、６年度予算については、政府筋から保育料の無償化については、アンケートを取りながらどんどんどんどん進めていくということに、６５％の市町、これ、たしか１，７４１市町に対してアンケートを実施しているわけですね。それで、６５％の市町

がええぞええぞいうて支援いただいて、6年度予算に突入したわけですよ。

それで、こぞってという意味合いというのは、私が2月中旬ぐらいに広島県各市町のニュースを見ましたら、三原市は6千万円このために用意するですよ。これは2月中旬頃の地元新聞によるんですけども、三原市6千万円、尾道市は1億4千万円用意するで、この保育料に対してですね、それから府中市は8,400万円用意する。福山市あるいは神石高原町、世羅町は保育料の無償化に向かっているという具体的な記述がございませんでした。

つまり、こぞってという表現というのは、全てかどうかというような表現を、ちょっと行き過ぎかもしれませんが、全ての町村がそういう方向に向かっているということで、何で後回しになっているかというふうな質問に一応なったわけでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時56分）

（再開 午前11時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 先ほどの柚木議員の一般質問につきましては、文言を削除し、訂正をしていただきましたので、再度、質問を願います。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 「子育て世帯、社会的弱者に対する支援は」の件で質問させていただきます。

円安の中、町民は物価高で生活の困窮度が増しております。令和6年度予算がスタートしていますが、物価高対策、少子化も含み、再度、方針の確認をさせていただきたいと思います。

1点目、保育料の無償化が後回しになっているが、理由をお聞きしたい。政府は財源的には消費税引き上げによる増収分で充てられているとされております。本町では後回しになっております。6年度予算に計上している各自治体も見受けられます。ある団体法人のアンケート調査では「生活が楽になった」が55.5%を占めております。即刻、補正予算対応を願いたい、いかがお考えか。

2点目、3月定例会における「社会的弱者に水道料の減免」をについて、答弁が十

分ではなく、また、再質問ができませんでしたので、確認いたします。

「住民税非課税世帯や均等割のみの世帯へ10万円等の給付がされているから実施しない」との答弁について、このことが社会的弱者の家計に届いているかどうかを伺いたい。

以上でございます。

○町長（吉田隆行君） 「子育て世帯、社会的弱者に対する支援は」の件についてお答えをいたします。

御質問1点目の「保育料の無償化が後回しになっている理由をお聞きをしたい」についてでございますが、3月の議会でも答弁をさせていただきましたが、令和6年度の本町の子育て支援策といたしましては、坂町こども医療費助成制度を拡大・充実、保育園・こども園・小中学校の令和6年4月から7月までの給食費を無償化、4月から3月までの1年間でございますけども、物価高騰による給食費値上げ相当分の助成を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めています。

また、小中学校における教育環境の整備を積極的に行うなど、坂町の将来を担う子供たちの子育て支援については、優先順位をつけながら総合的に施策を実施をいたしております。

坂町における保育料の無償化は、国の制度により令和元年10月から子供の年齢や保護者の所得等に応じ実施をしているところでございます。県内でも一部の市町で3歳未満の保育料を無償化としていることは承知をいたしておりますが、保育料の無償化については、今後も国の動向を注視し、どうあるべきかを考えてまいります。

御質問2点目の水道料金について、「「住民税非課税世帯や均等割のみの世帯へ10万円等の給付があるので減免は実施しない」との3月定例会での答弁について、このことが社会的弱者の家計に届いているか」との御質問ですが、物価高騰対策としての生活支援につきましては、国のセーフティーネットとして、令和5年度の物価高騰対応重点支援給付金が住民税非課税世帯並びに住民税均等割のみの世帯に10万円が給付され、さらに令和6年度においても、先日、補正予算で議決をいただいたとおり、今年度、新たに住民税非課税世帯あるいは住民税均等割のみの世帯に該当した世帯にも1世帯10万円、子供一人5万円の給付を行いますので、議員御指摘の水道料金も含めて、光熱費、食糧費など、生活全般に係る家計の支援については、この国の給付金制度を通じて適切に措置されているものと認識をいたしております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 1点目の保育料の無償化については、国の動向を注視するという答弁でございますけども、ちょっとやっぱりこれで遅いからこの質問になったわけなんですよ。

ちょっと実はいろいろとその理由が、こども医療費の助成というのは既に前回の議会でもありましたけども、7割が高校生までやってるし、給食費の助成はいわゆる補助金があるからやるんだということで、その意味での少子化にならんのかなと思うからこの質問なんです。

やはり、先ほどもちょっと申し上げましたように、国は各1,741市町村に対して、6年度予算を組むに際してアンケートを出してて、65%が了承を得てるというようなことを言ってるし、坂町も了承を得た町じゃないかと思うんですよ。だから本来は6年度予算に入れるべきなんじゃけど、やはりちょっとその他の事情で何かできないというような答弁だと思いますね。

だから、これ、町長が正面からちょっと取り組まなきゃいけないと思うんですけど、よその予算が学校の何がし使うけん、ここに使わないよというのは、ハードとソフトの分で、ソフトの重要な軸の部分をやっぱりやらんといけないんじゃないかと思って、この質問になったわけですよ。そういうことで、ちょっとその辺の見解をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、全国の千七百幾つの自治体のうちの55%が云々というお話もございましたけども、先ほど民生部長のほうも申しましたけども、県内では23市町の中で3市町が3歳までの無償化は実施をしております、あとの市町は全面無償化には該当していない自治体ばかりなんですよ。だからその55%という、ちょっと私もその根拠、裏づけは確認をしておりますので、それ以上はちょっと発言ができないんですけども、そういう状況でございます。

それと、先ほど申されましたように、ハードとソフト云々ということで、ソフトにも力を入れなければいけないと、今、お話もございました。確かにそのとおりでありまして、できることは町としてもいろいろやらせてもらっております。高齢者の関係もかなりやらせてもらっておりますし、よその自治体よりも坂町のほうが財源的にも

多く投入しておるようなこともあるわけでもあります。循環バスもその一環でございますけれども、いろいろなことをやらせてもらっております。

それともう一点、ハードとソフトというお話が出ましたので、ちょっとお話しさせていただきますと、県内の23市町の中で、いわゆるハード部分に支援をするためのいわゆる都市計画税、それを導入しておる町は1町しかないですけども、市の場合にはほとんどがそれを導入しておられるわけですね。そういうハードに対する財源もある程度あるから、ソフトにも回せるような財源配分もできるんじゃないかなというふうな、私は個人的にはそういう認識をいたしております。

坂町がどこかの自治体の市と同じような都市計画税を導入すれば、例えば0.3%ということになるんですけども、今、固定資産税が1.4%ですから、都市計画税が導入されれば、1.7%に上がるわけなんですけども、その0.3%が上がれば、坂町では約2億4千万円ぐらいの税収が入ってくるわけですよ。そこらも議員さんもやはり議論をしながら、全体的に坂町の町民の負担をどう考えるかということも議論をしながら、今のような発言をしていただければ、よりよいまた前向きの議論ができるんじゃないかというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） いずれにしても、担当課長に聞きます。保育料の無償化が、今の時期、やっぱり物価高対策、生活支援にもつながるんですよ。その意味で私の質問状にも言ったように、この保育料がかからなかったら、生活が楽になったというアンケートもあるぐらいですよ。これ、無償化した場合には、坂町の予算は幾らぐらいで、1世帯当たりの金額をちょっと伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 河野民生課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

令和5年度の0歳から2歳の保育料の実績といたしましては、約4,280万円となっております。こちら概算ではありますが、令和6年3月の0歳から2歳児の166人でこの4,280万円を割って、12か月で割ると、1人当たり約2万2千円となります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） いずれにしても、ちょっと物価高対策ということと子育て支

援を引っかけたわけなんですけども、やはり2万2千円ぐらい持出しがなかったら楽ですよ、生活が。そういうようなことを御答弁いただいたんですね。

それから3点目に、昨日の新聞、6月6日の新聞に大々的に出たのが、合計特殊出生率のニュースがいろいろとありましたよね。全国の自治体全部頑張らんとはいけんですけども、令和5年度が1.20、過去最低値を刻んだということがニュースがありましたね。だから少子化ということは大いにこれ関係あるわけですよ。

ちなみに厚労省の令和4年度の統計では、坂町では何か1.62という数字が出てるみたいですね。厚労省の統計局の話を見たら、坂町のは1.62で、一方、坂町が算出した町民の希望がかなう環境になった場合の町民希望出生率は1.87というて算定をされてるんですか。だからかなり環境を整えば、1.87人になるよということで、物すごくええ数字になると思うんですけど、やっぱりその意味で、これも町長に聞きたいと思うんですが、少子化対応は、今、6年度にしないと、物すごく出遅れるんじゃないかと思うんですけど、どんなですか、そのタイミングは。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） これまでも議会で何度も何度も答弁をさせてもらっておるんですけども、やはり社会保障制度というのはそれぞれの自治体間で負担を競争させるのではなく、やはり全体的なユニバーサルサービスという観点からも、国が責任を持って、それを実施をしていくことが、また地方創生にもつながっていきますし、あるいはまた、最近では人口戦略会議のほうから消滅可能性自治体が744市町村、全国にあるんだというようなことを公表されたようなこともございますし、やはりそういうことも含めて、全体的に国の施策として実施をしていただくように、今、私も全国町村会の役割をしておりますけれども、全国町村会も、全国市長会も、全国知事会も、全国町村議長会、全国市議会議長会、全国県議会議長会も、地方六団体がこぞって、そういうことを、今、国に対して要望しておるような状況であります。

そこらも踏まえてやっていくことが、くどいようなんですけども、自治体間で競合することが本当に地域全体の発展につながるようになるか、将来的にわたってなるかということになりますと、これもやはり疑問符があると思いますので、そこらも踏まえながら、これからもしっかり全体的に子供を産めるような、あるいは、子供を育てられるような、そういう環境に向けて、全員が足並みをそろえて進めていくことも大切なんだと思っております。

そのためには負担という部分も反面では出てくるわけでありまして、それもどう考えるかということも、やはりよくよく理解をしていかなければならないというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 4点目の、2番目に質問させていただきました社会的弱者の水道料金の減免についてなんですけど、ちょっと私もなかなか残念ながら、実はこれ、答弁というのが全部社会保障のことであって、社会福祉制度のことを申し上げてるのに、どうなんじゃろうかのいうて思うんですね。

当然、私の思いというか、私が調べた思いは、社会保障は町民全体ですよ。町民全体に各それに該当する人にいわゆる差し上げるもの、10万円なり何かあるんですよ。ところが社会福祉は、今、前回の答弁からすりゃ、いわゆる650世帯、分母がやっぱり650世帯なんだけど、これ、何かごちゃ混ぜというか、私は社会福祉制度のことで、町はこの今の生活厳しいときに一挙にやったらどうですかいうんじゃないけど、今の社会保障と社会福祉制度のことを混在してると思うんで、その辺の説明をちょっとお願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 混在はしていないと思いますけども、要は、例えばいろいろな事案があると思うんですよ。生活に困窮された方もおられますし、そういう方々を相互扶助で皆が支えていくという考え方もあるわけでありまして、全体的に、それはスポット的な社会保障、社会制度は活用しなければならない国民の方もおられると思いますし、坂町にも町民の方もおられると思います。それをみんなが支えていくような仕組みを、今、つくろうということを言っておるわけでありまして。

それと、先ほども申しましたように、制度上はハード面はまた別の財源を確保できるような制度もあるわけでありまして、そこらとうまくリンクをさせて、つなげて議論ができるような環境になれば、これはまた話は別だというふうに思いますので、そこらもしっかり議員さんにも、ある意味、理解をしていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） ちょっと、今、2点目の社会的弱者の件ですけども、今までの答弁いただいたことをちょっとまとめて言いますと、こういうことだと思うんで、

令和４年９月定例会では、社会的弱者が６５０世帯おって、内訳は障害者世帯が４６５世帯、寝たきり老人世帯が８４世帯、ひとり親世帯が９７世帯で、１世帯当たり月額減免額が約１，７００円ぐらいになるから、予算が年約１，４００万円言われたけど、１，３２０万円ぐらいになるんじゃないかと思うんですね。近隣他町は二十数年前からこれを実施してるというのが過去の実態ですので、ぜひともこの辺も、以降はもう質問しませんが、これを踏まえて、町長、前向きに検討をお願いしたいと思います。そういうふうなことで、答弁は要りませんので、よろしくお願いします。

○議長（川本英輔議員） 質問したら答弁が要るはずですよ。議員の皆さん、気をつけてくださいね。答弁は要らないという質問はしないでください。分かりましたか。

再開は1 1時半とさせていただきます。

(再開 午前 1 1 時 3 0 分)

○議長（川本英輔議員）　１１番奥村富士雄議員から「「みんなでウオーキング」事業に多くの参加で健康づくりを」について質問願います。

○ 1 1 番（奥村富士雄議員） 「「みんなでウオーキング」事業に多くの参加で健康づくりを」の件で質問いたします。

「ウオーキングのまち宣言」がされて以来、来年で15年が来ようとしています。確かに様々なウオーキング事業、取組がされていますが、最近では関心が薄れつつあ

るのではと危惧しています。

65歳以上の方には万歩計を配り、ウォーキングの推進も行っていますが、配布後の利用調査や効果測定はしているのでしょうか。

また、この5月から「みんなでウォーキング」事業が開始されています。来年2月までのロングラン事業で、日々の歩数を記録し、毎月、役場保険健康課に報告していきます。たしか今年で11年目を迎えていますが、参加者は伸び悩みのようです。単発イベントとしてのウォーキングより、日々のウォーキングに万歩計を活用しながら「ウォーキング習慣」づくりを行い、健康づくりに努めることは大切なことだと思います。

人生100歳時代、健康寿命を延ばす意味でも、日々のウォーキングによる健康づくり、生きがいづくりは大切です。「みんなでウォーキング」事業により多くの方が参加、ウォーキングを習慣化し、健康づくり、まちづくりにつなげていくことは重要であると思いますが、町当局の見解をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「「みんなでウォーキング事業」に多くの参加で健康づくりを」の件についてお答えをいたします。

ウォーキングにつきましては、子供から高齢者まで、全ての世代において気軽に行えて日常的に楽しんでいただける健康づくりに適した運動でございます。

また、御近所の方や友達と一緒にウォーキングを楽しむことにより、健康づくりはもとより、親睦を深めるなど、コミュニケーションの場ともなると考えております。

御質問の「万歩計配布後の利用調査や効果測定はしているのか」につきましては、昨年度策定をいたしました坂町第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画において、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施をいたしました。このニーズ調査結果では、アンケートに御回答いただいた65歳以上の方883人のうち、4割以上の方が万歩計を使用されており、ウォーキングが習慣化されていると推測をされます。

また、万歩計を使用されている方たちに健康状態をお伺いをいたしましたところ、8割以上の方が「よい」と回答されておりますことから、万歩計の配布が一つのきっかけとなって、ウォーキング習慣の推進や高齢者の健康づくりにつながっているものと考えております。

御質問の「みんなでウォーキング」事業につきましては、平成26年度から開始をした事業で、目標の歩数を達成された月数に応じて景品を受け取っていただいております、これまでに延べ218名の方に参加していただいております。

しかしながら、議員の御指摘のとおり、参加者は毎年20名前後となっており、参加者を増やすことが課題と考えております。

ウォーキングによる健康づくり、生きがいの大切さを広く周知することが重要であると考えており、効果や分析を行うなど、若年層も含めてより多くの方にウォーキングの楽しさを感じていただき、習慣化したくなるような周知・広報の方法や、健康増進がより実感できるような工夫を検討してまいりたいというふうに考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 万歩計の配布が65歳以上ということなんですけども、そこでは4割以上の方が万歩計を使用されとるということで、ウォーキングが習慣化されておるという調査結果が出とるということなんですけども、ここの町長の答弁では、若年層も含めてというようなことがあるわけですね。65歳以上だから、介護保険の対象者で介護保険会計から万歩計は出とるようなんじゃないけども、若年層まで広げていって、早めからのウォーキングの習慣づくりいうのをつくっていったって、ウォーキングの町ですから、やっぱり高齢者だけじゃなしに、そういう若年層もということであれば、若年層にも万歩計を配布することはできないかということなんですけども、そこら辺はどうなんだろうかね。

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） お答えいたします。

確かに今は65歳以上の方に万歩計を配布ということではありますが、若年層の方にも万歩計を配布してはとのことなんですけども、こちらのほう、予算的にどれぐらいになるのか、若年層とって、何歳から何歳までの方に配ればいいのか、いろんなことを検討する必要があると思いますので、今後の課題とさせていただきます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 3 5 分)

(再開 午前 1 1 時 3 5 分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 藤本部長。

○民生部長（藤本大一郎君） 失礼しました。

最近は、特に若年層の方におかれましては、スマートフォンをお持ちの方が非常に多うございます。そちらのアプリでそういった万歩計の機能があるのが多うございますので、そちらを代用していただき、万歩計の配布は要らないということをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、民生部長のほうで申しましたけども、やはりそういうスマートフォンのアプリを使って云々ということもあるんですけども、そういうふうなことで、ぜひとも町が実施しておりますものに参加をしていただくようなやはり啓発もしっかりしていけないといけないと思いますので、そこらも含めて担当部門のほうでまたよく検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 確かにスマホを活用するというのは、今の時代では当たり前のことになるとると思うんですけども、一つの施策として万歩計を配るいうのも、意識づけとすれば、動機づけとすればいいんじゃないかと思うわけなんですね。やっぱりアナログいうのも活用するという方法も、一つは表に出て、スマホを持つとるのが活用するいうことであれば、それは別に町に関わらなくてもええわけであって、やっぱり町が関わって、ウォーキングを推進していこうという中で、そういうやり方もあるんじゃないかということ言うたわけでございますんで、またそこらは、万歩計はそがいに高額じゃないんで、一つの施策として取り組んでいく、さっきの答弁の中で検討というような話を、スマホの話が出る前の検討をぜひしていただければというふうに思っております。よろしくお願いします。

それともう一点は、みんなでウォーキング事業が大体例年20人ぐらいというようなことで、私は最初から参加しとるんですけども、確かに習慣づけになると、あるいは、毎日記録していくというのはなかなか大変なんですね。続けるというのがなかなか大

変なんじゃけども、それを習慣づけるためには、そういう方法もあるんじゃないかな  
ということで、できれば町の職員が率先してやっていただければ一番ええんじゃないかと  
も、多分、ほとんどいっちゃらんと。関係課も含めてですけど、ほとんどいっちゃ  
らんのじゃないかと思うんですが、そういう形で、せめて毎年１００人とか２００人  
とか、そういうものが参加していただければ、人数とすれば、町の関係の人たちとか、  
そういう各団体とか、あるいはウォーキングの教室へ来とられるとか、そういうのが  
あるじゃないですか。そこらの啓発をしながら、ＰＲをしながら増やしていくという  
方法、もう１１年たつとるわけですから、もっともって増えて、みんながやっぱり意  
識してウォーキングしていく、あるいは、自分がどの程度歩いとるんかというものを  
記録していくということもええんじゃないかと。

この間も最初から参加しとる人のが、毎年の歩いた歩数の記録を見せてもらったん  
ですね。あれも提供していただくことができるんですかね、そういうようなことも含  
めて、やっぱり自分がこのぐらい歩いとるんじゃないかというのを自信を持って言えるよう  
な、あるいは、それによって健康になったという形で思うんで、ぜひ役場の職員さんも  
含めて、幹部の人も含めてぜひ参加していただくように、そこらはどうでしょうかね。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） ただ、強制はできないわけでありますので、皆さんに健康のた  
めにウォーキングしたらどうというぐらいのことまでは言えると思います。

私も最近ちょっとあまり歩いていないので、私もちょっと率先して歩くように努力  
をいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○１１番（奥村富士雄議員） その意味も含めまして、来年が町制７５周年で、ひろし  
まフラワーフェスティバルに曳舟が出ようとか、坂町音頭で出ようとかいうよう  
な話を聞いとるわけなんですけども、ちょうど５月がみんなでウォーキング事業がス  
タートするんですよ。ちょうどフラワーも非常にそういう意味ではいいときじゃな  
いかと思うんで、３０年の７月の豪雨災害以後、初めてですかね、フラワーに出るん  
が。じゃけん、全国から支援していただいた方々への感謝と、それから復旧した元気  
な坂町の姿を見せる意味でも、曳舟と坂町音頭、六角みこしも何か出るような話を聞  
いたんですが、それだけでなしに、ウォーキングのまちをＰＲするために、ウォーキ  
ングする人も参加したらどうかなと思うんですよ。例えば１００人でも２００人で

もパレードでウォーキングすれば、ウォーキングのまちがPRできるんじゃないかと思うんですが、これは参加する分については自由参加にすれば、あんまりお金がかからんじゃないかと思うんで、そこら辺をちょっと検討していただいて、町制75周年、あるいは復興で元気な坂町を全国に発信するという意味でも、ウォーキングのまちをPRしたらどうかと思うんですけども、町長、どうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） まだ正式には決定はしていませんけども、一応、来年度の予算に向かってフラワーフェスティバル、75周年ということで、もし例えば横浜戸主会さんのほうからの曳舟の出場の要請があれば、そういうことも含めて検討していきたいというふうに思っておるところであります。

それと、ウォーキングに関しては自由参加というような、今、御発言もございましたけども、そこらが非常に難しい部分もあらうと思うんですね。限られた団体は町のほうで一応手当をする。しかし、ウォーキングに限っては自由参加だから、あなたら100メートル道路のほうに集まってちょうだいよということが非常に判断が難しいというようなこともあると思いますので、そこらも含めて総合的にいろいろ検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 2番岡村繁範議員から「生涯スポーツ社会の推進で定住促進の強化を図る」を質問願います。

岡村議員。

○2番（岡村繁範議員） 「生涯スポーツ社会の推進で定住促進の強化を図る」の件について質問いたします。

現在、坂町ではきらり・さかなぎさ公園や横浜公園ほかベイサイドビーチ坂など、他市町からも多くの来町をいただく公園などの整備が推進されています。

加えて、スポーツ振興でも青少年スポーツには育成団体への助成金や施設使用への全額減免制度など、県内ではまれとも言えるであろう手厚い補助があります。

また、町長の施政方針にもある生涯スポーツ社会の振興をさらに推進していくために、以下の提案について検討いただきたい。

1、町内各地域へのスポーツウォールの設置について。

スポーツウォールとは壁形態の運動用具で、過去、町民グラウンドには様々な球技を中心に多くの方が集っていました。きらり・さかなぎさ公園の一角にはスポーツウ

オールが設置されていますが、町内の各地域においても、スポーツ振興の一環で設置を推進いただきたい。

## 2、屋内型の遊び場施設の整備及び運営について。

現在、全国でも子供や保護者、まちづくりの観点から、屋内型の遊び場の施設整備が自治体でも注目されています。子供の能動的な遊びを促し、創造性や自発性などを育める遊びのデザイン性を取り入れた施設を自治体を中心となり整備してはどうか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「生涯スポーツ社会の推進で定住促進の強化を図る」の件についてお答えいたします。

現在、本町におけるスポーツ活動の推進につきましては、体育協会をはじめ、各スポーツ少年団が活発に活動されており、相当な成果を上げられておられます。

また、軽スポーツにつきましては、坂町スポーツ推進委員会が中心となり、普及活動に取り組んでいるところでございます。

御質問1点目の「町内各地域へのスポーツウォールの設置について」でございますが、スポーツウォールの設置には場所の確保が必要となっておりまして、しかしながら、町内の各地域において設置できる場所が見当たりませんし、特定の球技の利用しかできないことから、現段階では困難であると考えております。

御質問2点目の「屋内型で、遊びのデザイン性を取り入れた施設を自治体を中心となり整備しては」についてでございますが、町におきましては、きらり・さかなぎさ公園に全天候型の公園を整備し、多くの子供たちに利用していただいておりますが、夏場につきましては、熱中症のリスクが高まる危険性があることに危惧しているところでございます。

本来、子供は屋外で太陽の光を浴びて、いろいろな遊びをしながら育っていくことが望ましいと考えておりますが、近年の夏場の猛暑により、屋外で安全に遊ぶことが難しい日が増えてきていることから、全国的に屋内型の遊び場への注目度が高まっているものと思われます。

今後、さらに機運が高まり、これらの事業について協議することとなった場合においても、様々な問題を解決していく必要があることから、現段階での構想は困難であります。情報は収集してまいりたいと考えています。

それよりも今できることはチャレンジ教室など、これまで実施してきている子供を対象とした講座等を充実させて、一人でも多く参加していただき、笑顔で楽しんでもらえるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡村議員。

○2番（岡村繁範議員） それではまず、スポーツウォールの設置についてですが、一部のスポーツと捉えるだけでなく、いわゆる坂町の生涯スポーツ社会の推進と交流人口増加の推進を図るため、例えばですが、場所がないとおっしゃられてはいるんですけど、ベイサイドビーチ坂であったり、町内を歩く中で、中村の中央公園であったり、上条公園など、できるんじゃないかなと個人的には思ったんですけど、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

公園等につきましては、やっぱり今のフェンスの高さ等もあると思います。もし今のスポーツウォール、例えばサッカーとかああいったもので蹴ると、そこを越えてフェンスがやっぱりないと、外へ出たりとか、また、公園につきましても、先ほど答弁にありましたように、いろんな子供がやっぱり遊びに来るところでございますので、公園のほうで球技を、そういった特定のものしかできないところ、場所の広さもありますし、なかなかほかの子供たちの迷惑になることも考えられますので、公園への設置については難しいんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 岡村議員。

○2番（岡村繁範議員） 分かりました。

ちょっとこれに関連してですけど、次に、県道小屋浦線の1-1工区での今後の道路整備に伴い、例えば道路高架下にスポーツウォールの代わりとなるべく、コンクリート壁や用地などができる予定があれば、分かる範囲で教えていただければ。

○議長（川本英輔議員） 川上建設課長。

○建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

現在、坂小屋浦線整備、高架の下部工に着手してございます。完成につきましては、もうしばらくかかると思いますが、現在は森浜地区のほうにおいて、元の丸子公園で

ございますとか、そういったところが、そういった高架下の対象のところになると思いますが、こちらのほうにつきましては、また地区の方などと協議をしながら、どういう使い道があるかということも踏まえ、また、公園のほうも復旧をしていく必要があるようなことも踏まえて協議をしてみたいと考えてございますので、それに特化したものではなく、そこらを全て考慮して考えていければと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡村議員。

○2番（岡村繁範議員） スポーツウォールの件に関しては以上で大丈夫です。

ただ、坂町は本当に他市町に比べてもらったら分かるんですけど、壁がないんです、本当に。子供が遊ぶ昔ながら壁がなく、そういったところで、実は球技に若干の影響があるのかどうかは分からないんですけど、ちょっと壁という部分で質問させていただきました。

次に、屋内型の施設の整備及び運営について質問します。

子育て世代の住民の方からは、例えば雨の日なんですけど、近隣に遊び場がなく、一日中部屋にいと、親も子もストレスがたまる。また、外出すれば、有料施設、小屋浦のほうにはあるんですけど、物価高騰の中、経済的な負担は避けたいなどのお声もいただきます。

こうした中、これも提案ですけど、例えばですが、既存のS u n s t a r H a l l 1またはB & G海洋センターなどに、小スペースでもいいので、無料で遊べる遊具、施設、マットであったり、あまり予算をかけない程度で整備を検討いただきたいんですけど、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） 今、B & G海洋センターとかS u n s t a r H a l l 1のほうに小スペースでもということがございましたが、今、町のほうで子供に関する講座というのもしろいろ取り組んでおりますし、マットを使った体操教室、幼児を対象にしたものもございますし、いろんな取組をしておりますので、またそういったものにも参加していただいたりとか、各講座をまた充実させて、そちらのほうに一人でも多く参加していただけるようなことで取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡村議員。

○2番（岡村繁範議員） その講座への集客ではなく、問題としては、雨天、雨のときに行く場所がないという問題で、今回、上げさせていただいたので、ちょっと違う観点から、また今後検討いただきたいと思います。

最後になりますけど、昨今の、今日も出ましたけど、人口減少の抜本的な国の施策は必要ですが、定住促進においては、言い方はあれですけど、ほかの地域から転入者を確保していくしかないと思ってます。そういった意味合いで、子育て世代、いろんな施策はありますが、選ばれる坂町としてのあらゆる政策のかじを取り、積極的に行っていただけたらと思います。

最後、町長からの回答をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 現在もいろいろなことで対策はさせてもらっております。

それと、坂町内も非常に狭隘な、平地が少ないもんですから、なかなか思うようにいかないというようなこともございますし、それともう一点は、今、道路につきましても、あらゆる工夫をしながら、国、県の支援もいただきながら、もちろん地権者である町民の皆様にも御理解をいただきながら道路事業も進めておるところであります。目標を立てながら、それに少しでも近づけるように、今、努力をしておりますけれども、なかなかそれが十分進まないような状況も見られることもあります。

いずれにしましても、今般も予算を組ませていただきまして、小屋浦地区の再生といたしましょうか、復興といたしましょうか、それに資するための人口増ということも、今、いろいろ対応しております。

そういう中で、可能な限り、できることをしっかり地に足の着いたやり方で進めていければというふうに思っておりますのでございます。

非常に難しい問題もあろうかと思えますけれども、また議会の皆様、あるいはまた、それぞれ17の住民福祉協議会の役員の皆様、地域の住民の皆様ともしっかり協働しながら取り組んでいきたいというふうに思いますので、特に学校教育のほうは教育委員会のほうにいろいろお願いをしまして、子供の教育については一生懸命取り組んでもらっておりますので、あるいはまた、こども園も民間の事業者になっておりますけれども、そういう園ともしっかりタイアップしながらやっていきたいというふうに思っておりますので、ぜひとも、そういう面で坂町はいいところだと、先ほども言いま

した人情の町で、礼儀、節度もしっかり身につけるような教育もしっかりやっておる  
んでという、議員さんのほうからも、外向きの広報、啓発をしていただきますように  
よろしくお願いします。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

再開は午後１時とさせていただきます。

（休憩 午前１時５８分）

（再開 午後 １時００分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） １番折中 智議員から「横浜東・坂西一丁目の町道拡幅につ  
いて問う」について質問願います。

折中議員。

○１番（折中 智議員） 「横浜東・坂西一丁目の町道拡幅について」質問いたします。

過去にも類似の質問がありましたが、町道浜田中洲線の坂西一丁目側、横浜第２踏  
切付近は車両の離合が難しい箇所が見受けられます。

また、横浜東一丁目側は一方通行になっておりまして、国道３１号から入ることは  
できても、出ることはできないため、時間帯によっては町道横浜保育所前線辺りが横  
浜若竹こども園の送迎者の列と重なり、交通量が増え、危険と感じております。以前  
にも横浜三部地区住民福祉協議会から地下道付近の拡幅等の要望もありましたので、  
下記についてお聞きします。

１番、坂西一丁目側地下道内にある水道管の上に蓋をし、道路をかさ上げし、拡幅  
して、横浜第２踏切付近と植田方面への交通の交錯解消をしてはどうでしょうか。

２番、横浜東一丁目側の地下道横の一方通行の部分の水路の上にあるごみ集積所を  
地下道側に移設し、水路に蓋をし、道路として拡幅することで、町道横浜保育所前線  
から国道３１号へ出られるように一方通行を解除することはできないでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「横浜東・坂西一丁目の町道拡幅について問う」の件について  
お答えをいたします。

道路を整備する際には、地域の実情や管理上の課題を踏まえて計画し、近隣住民や関係機関等と協議の上、行っているところでございます。

御質問１点目の「坂西一丁目側地下道内にある水道管の上に蓋をし、拡幅をして、植田方面の交通交錯の解消をしては」についてでございますが、坂西一丁目の横浜第２踏切付近は、町道浜田中洲線、町道坂インターチェンジ地下道や広島呉道路、ＪＲ呉線が近接をしている区間であり、踏切が遮断された場合には、時間帯により車両の滞留が起こることは町も把握をしております。

現在、地下道にかかっている床版の高さは、道路構造令で規定する建築限界の最低の高さである２．５メートルとなっており、その床版に直径３００ミリの水道管が添架されている状況で、浜田中洲線の路面から約２００ミリ上がっている上に、空気弁もございますことから、議員が申されております水道管の上部へ蓋かけを行い、道路拡幅することは現状においては物理的に不可能であるというふうに考えております。

交通交錯の対策といたしましては、踏切が遮断された状況時における効果的な路面標示等の設置を検討し、注意喚起による円滑な通行の確保に努めてまいりたいと考えております。

御質問２点目の「横浜東一丁目の横浜保育所前線から国道３１号へ出られるよう道路拡幅して一方通行を解除できないか」についてでございますが、当該箇所の道路幅員は約５メートルあり、普通車での離合は可能になっておりますので、水路に蓋をし、拡幅するまでもない状況でございます。

一方通行の指定につきましては、道路幅員だけではなく、国道の交通量や町道の利用形態、交差点の形態などの安全性を考慮し、各道路管理者との協議の上、警察署において指定しているもので、当該交差点は交通量も多く、交差点内にある浜田中洲線から国道に出ることの危険を排除するため、広島呉道路が供用される以前から一方通行の規制をしているものでございます。

現在では、広島呉道路の供用により交通量も増加いたしており、一方通行の一部解除をした場合には事故の確率が上がることが想定され、現状の指定が望ましいと警察署からも伺っておりますので、国道３１号へ出る場合は、最寄りの坂北インター北交差点、坂横浜交差点を利用していただくほうが安全であると考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1 番（折中 智議員） 坂西一丁目側のほうの地下道についてなんですが、ガードレールが地下道に沿ってあると思うんですが、その台座が、私が測ったところ、50センチの幅であると思うんですが、これ、50センチというのはちょっと広過ぎると思いますので、例えば15センチぐらい削れば、軽自動車であれば、かなり離合がスムーズになると思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上建設課長。

○建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

ガードレールの地幅部分でございますが、天端幅500ミリとなっております。こちらにつきましては、床版でありますとか、そういった道路構造に基づく規定の幅、それを設けて、ガードレールへ車が当たった場合にも、そのガードレールで車が事故にならないというような想定の上、決められているものでございますので、そちらを削って広くするというようなことはできかねると思います。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1 番（折中 智議員） 削るというのは難しいとのことなんですが、植田方面から見ますと、地下道の手前まで大体130センチぐらいですかね、セットバックしている部分がありまして、そこから地下道があつて、ちょっと狭くなつてるといふようになってますので、自動車がそこで大体滞留しているんですが、先ほどお答えいただいたところに道路標示されるということなんですが、セットバック部分辺りに停止線とか描かれるとか、そういう認識でいいんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

植田方面への通り抜けができるようにということで、先ほど町長の答弁にもございましたように、路面標示をして、例えば、今、最小の幅が4.5メートルほどになっています。今の踏切の遮断機のガードレールの部分から、先ほど申された道路のほうのガードレールまでが4.5メートルということで、最小の幅員がそうでございます。そこからは5メートル、6メートルと広がってはっておりますが、要は踏切の遮断機が下りたときに、そちらの4.5メートル付近まで車が入ってこれないような道路標示を行って、支障にならないところで車が止まっていただいて、通り抜けが可能とできるような効果的な表示をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1番（折中 智議員） 横浜東一丁目側のほうに話に移りますが、横浜若竹保育園の送迎と重なりと、私、申し上げたんですが、一方で、答弁書のほうで、国道のほうの混雑ということもあるのは理解しました。

ただ、一方で、先ほどの保育園側の車が渋滞するのが大体15時30分頃から16時30分頃にかけてなんですが、一方通行の解除が難しいというのは、国道のほうの交通量も時間帯によって変わると思うんで、一方通行の規制の時間帯を、例えばなんですが、朝の7時から9時または夕方の17時から19時と制限して、それ以外は一方通行を解除するということはできないんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

時間の変更をして一方通行を解除はできないかということでございますが、現在、若竹こども園付近につきましては、朝夕の送迎の時間帯には列が並んで、駐車場へ入るための退避しとる車が連なったりするような状況でございますが、こちらにつきましては、こども園のほうの交通整理員等で整理をいたしまして、事故のないような対応をいたしておるところでございますが、仮に一方通行を時間規制を変更して解除できるかといいましたら、いずれにしてもこういう規制を変えるということには、地区の総意が必要であると警察からも伺っておりまして、皆さんの総意があつて、そういう時間規制でやっていくということであれば、警察のほうも考えんことはないということはお伺いしておりますが、いずれにしても、今の時間帯、そういったある一定の時間だけの対応のために、一方通行の規制を変えるのはいかなものかなと感じております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1番（折中 智議員） 最後にお聞きします。

迂回として、坂北インター北交差点とあと坂横浜交差点のほうの二ルートに回るような提案がございましたが、実際に坂北インター北交差点のほうは、朝晩は、夕方ですよね、こちら自動車も自動車のほうでダイキ辺りまで渋滞が連なっておりまして、こちらに迂回するのもちょっと難しいと思います。坂横浜交差点、こちらのほうも、恐らく町道地藏土手線のほうを回ると思うんですが、こちらのほうもちょっと狭いので、こ

ちらに回るのもちょっと難しいと思うんですが、こども園さんのほうに地藏土手線なり坂横浜交差点のほうに回るように周知のほうをしていただくことはできるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○建設課長（川上宏規君） 質問の意味がちょっとよく分からなかったのですが、今、答弁で申ししたのは、安全に国道へ出るために、今の出光のガソリンスタンドのところ、あるいは、アサガミの交差点のところを利用させていただいたほうが安全に出ることができますよということで申し上げております。その経過上、そこまで行くのに、申ししておりましたが、地藏土手線につきましては、途中で離合箇所も設けておりますし、離合は可能と判断はしてございます。

今回、そういった意味で、町道のほうもいろんな建物の建て替えでありますとか、そういうもので拡幅をしとる中で、そういった町道をいずれは広げていけるということから、現在、そういうことで進めてございます。

保育所への注意喚起というのは、基本は皆さんどこから来るのかいうのは分からない中で、それぞれの道を通って送迎されてきますので、その辺りはちょっと難しいかなと思っております。

○議長（川本英輔議員） 5番向田清一議員から「高齢者体力維持・強化のための健康遊具を設置しては」の件について質問願います。

向田議員。

○5番（向田清一議員） 「高齢者体力維持・強化のための健康遊具を設置しては」の件でお伺いします。

高齢者の生活目標は健康を保つ運動、人とつながるコミュニケーション、自由な時間を楽しむ憩いの場が必要ではないでしょうか。坂町では百歳体操、ウォーキング、グラウンドゴルフなど多彩な行事が実施されていますが、公園に健康遊具がほとんど見当たらない。子供だけのブランコとか滑り台などの遊具になっているようです。

健康遊具を利用することで、高齢者の足腰の筋力維持・強化、健康の増進、介護予防が期待されていると言われております。また、公園で高齢者が集うことで、子供たちの安全の監視にもなります。

今後、健康遊具を増設していただくために、次のことについて質問します。

健康遊具を設置することで、公園のにぎわい、児童の見守り、安全対策、健康増進

に寄与すると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

2 番目に、公園の役割である地域コミュニティや世代間交流の活性化にもつながり、高齢者の健康寿命増にもつながると思いますが、お考えをお聞かせください。

3 番目に、坂町の公園の数と、現在、健康遊具が設置されている箇所と遊具数、トイレのついている公園数と洋式の数。

4 番目に、健康遊具は散歩中に屋外で気軽にストレッチや軽運動ができ、また、高齢化が進む中で、健康寿命を延ばす点からも必須のアイテムだと思います。今後の計画をお聞かせください。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「高齢者体力維持・強化のための健康遊具を設置しては」の件についてお答えをいたします。

高齢者の方々が健康的な体を維持するために、適度な運動、体操をすることは、体力の維持や健康寿命の増進、また、日常生活を生き生きと送れることにもつながると考えております。

町内の公園施設の状況でございますが、現在、都市公園と児童公園を合わせまして 35 か所の公園を開園をいたしており、そのうち健康遊具を設置しております公園につきましては、きらり・さかなぎさ公園、鯛尾公園、小屋浦公園の 3 公園に 8 基を設置をいたしております。

また、トイレの設置状況につきましては、21 公園で、そのうち 9 公園につきましては、洋式トイレ 17 基を設置をいたしております。

地域によって多少異なりますが、現在、町内の公園を高齢者の方々がグラウンドゴルフやゲートボール、また、ペタンクや軽めの体操などの目的で日常的に利用されている状況でございます。

健康遊具の設置による公園の利用効果でございますが、健康遊具につきましては、簡単にストレッチや筋力トレーニングなどの運動ができる遊具と承知をいたしており、高齢者の方々にとりましては、ある程度、運動不足の解消に役立てる効果があると考えております。

また、高齢者が公園を利用することにより、子供とのコミュニケーションや安全対策にも寄与すると考えております。

今後の健康遊具の設置計画につきましては、健康遊具は主に大人が利用することを目的とした遊具で、子供から見れば一般の遊具と区別しづらいこともあり、他の自治体では事故につながった事例があることや、高齢者の中には身体の弱い方もおられることから、体調や体力に応じて使い分けられる遊具の選定や配置につきまして十分に考慮し、検討する必要があると考えております。

また、具体的な計画の内容につきましては、地域の御要望と併せ、専門的な意見も聞きながら、今年度、作成いたします公園遊具等長寿命化計画におきまして、各種遊具の設置やトイレなど、整備計画に反映してまいりたいというふうに考えております。

御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 公園遊具の長寿命化計画において、遊具やトイレの整備を反映させていくということで安心したのですが、健康遊具の設置状況も近年増加傾向で、国土交通省の調査によると、2010年度には5,690台設置されていましたが、2022年度には2万583台と、4倍近く増えているそうです。

広島市でも令和4年度設置台数231台、令和1年度の160%の増となっているそうです。このことから、多くの方に認知されていると思います。

坂町では、健康遊具があることすら知らない方がいるんじゃないかと懸念しています。まずは健康遊具の増設、そして、広報等での案内に努めていただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

健康遊具につきましては、先ほど答弁でございましたように、町内で3か所の公園に設置をしておるところでございます。

担当課といたしましては、多くの年齢層の方が御利用していただき、公園に滞在していただくことで、議員さんおっしゃったように、人の目が増え、軽犯罪とかの効果とかできると考えておるところでございますが、町内にある公園の大きさはいろいろでございます。その中で健康遊具を設置するスペースがあるとか、実際に公園のある地域の方々、健康遊具を希望され、継続的にそれを利用されたいだけなのかどうか、そこらのほうも聞きながら、また、今ある公園に設置されておる健康遊具につきましては、いろんな方面で、例えばホームページとか、または広報とか、そういう部

分も含めまして、広くPRをしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） ホームページとか広報等で積極的に広報していくということで安心しました。

ちょっとよその例で、これは東京の葛飾区ですが、健康遊具の目的とか狙いについてちょっと触れてみます。

公園、児童遊園地に健康遊具を設置・増設し、区民の健康づくりの一環として活用してもらおうと。各地域にバランスよく健康遊具を配置する。さらにウォーキングをしながら公園、児童遊園を回るお勧めコースや健康遊具の位置、種類が分かるポケットサイズの案内マップを作成し、気軽に健康づくりができるようにする。次に、人々の健康づくりに寄与する公園づくり、公園の安全性を高めるという形で進めているようですが、坂町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

健康遊具があるから人が集まるという一面もあると思いますし、健康遊具をするために外出をする機会が増え、日常生活がよくなったということもあるかもしれません。本来の目的と高齢者の体力維持という面から見れば、住み慣れた地域で安心して健康で長生きできる、そういう地域ができるということが第一の目的だと思っております。

その中で一つには、健康遊具に頼らず、創意工夫して健康増進を図ることも一つは大切だと考えておるところでございます。例えば、役場が地域と一緒にやって行います、先ほど議員さんおっしゃられました百歳体操とか、あとはようよう坂町ウォーキングなどに参加していただくとか、あと自主的に地域で行っておられます健康増進、介護予防の事業を活用していただいたり、個人個人が自分に合った健康づくりを行っていただくことも大切な健康維持に直結するのではないかと考えておるところでございます。

そういったことも含め、議員さんが先ほど御意見もおっしゃられたことを含めまして、今後、内部でもしっかり検討していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 以前、坂町の、今、アサガミベイサイドパークとなっておりますが、平成ヶ浜中央公園、ここに健康遊具が設置されていきました。ベンチがあって、ベンチにアームを取り付けて、腹筋、背筋ができて、腕立て伏せもできていました。また、20センチぐらいの丸太が置いてあって、ストレッチなどもできていました。災害で仮設住宅が建ったために撤去されて、その後、復旧設置されていません。令和6年度の予算で公園遊具等長寿命化計画策定業務に予算が2,150万円ほど計上されていますが、この一、二%で設置が可能じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。復旧できないでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

健康遊具の中には運動能力やバランス能力が要求される遊具もございます。そのような健康遊具はチャレンジ性の高い遊びができることから、子供にとって魅力がある一方、リスクの高い遊具として、他の自治体で実際に事故が発生しておるというのを先ほど町長からも答弁があったところでございます。

また、国からも安全を確保するように、都市公園法に基づく技術助言として通知を受けておるところでございます。それに基づきまして、公園遊具等の長寿命化計画というのを今年度作成するわけでございますが、内容につきましては、これも国が定めております国の計画指針の項目に基づいて行ってまいります。公園の点検とかを行って、維持管理の平準化、また、さらなる公園の活用の向上化を目的として行っておるところでございます。

この中で、その予算を今の公園遊具に充てるということは、今のところ、予算化されてないので、そこは考えておりませんが、今から立てますこの公園遊具等の長寿命化の中で、そういった意見も盛り込んでいながら、地元の意見も聞きながらつくってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） もう一点、平成ヶ浜ウォーキングコースで、さかなぎさ公園を通るなぎさコースがあります。ここは早朝から夜暗くなるまで、皆さん、海岸のへりなんで、ウォーキングを楽しんでいらっしゃる方が大勢いらっしゃいます。ここのイチョウ並木の間に、今、雑草が生えてますが、健康遊具を設置することが最良だと思いますが、設置の予定に入らないでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） 議員さんおっしゃられるのは、平成ヶ浜の海岸沿いのほうだと思いますが、そちらにつきましては、県の管理区域となっております。そこに設置が可能なかどうかというのは、またこの長寿命化計画の中でいろんな御意見を聞きながら入れていかなければいけません、その中で、今の箇所につきましては、そういったことも踏まえまして、県ともしっかり、もしやるんなら話をしていかなければならないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、健康遊具の話が出たんですけれども、一応、そののきり・さかなぎさ公園、子供専用の公園には、健康遊具は設置をしてあります。

坂町は三世代同居とか近居、親から子、子から孫という状況をつくろうとしておるもんですから、そういう設置もしておるんですけれども、そういう方面でも、全員ではないですけれども、お孫さんのおられる方は、ぜひともお孫さんを連れて、のきり・さかなぎさ公園を活用していただければ、そういうこともできる可能性もありますんで、そこらもひとつよろしく願いいたしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 最後に、健康遊具のメリットについてちょっと触れてみたいと思います。

公園に設置されているために手軽に運動ができて、ウォーキングやランニングと組み合わせる実施することができると。それから、健康遊具は屋外に設置されているため、外の空気を吸ったり、太陽の下で季節の移ろいを感じたりすることでリフレッシュにつながります。また、友人や知人とのコミュニケーションの場にもなります。運動だけでなく、脳や五感も刺激されることで、心肺機能の回復や発達にもよい影響を与えるそうです。健康遊具を使った運動は健康維持に役立つとされています。

また、医学的にも血液循環の改善、内分泌の活性化、ストレスの解消、筋力、バランス力、柔軟性の向上など、生活遊具を利用することで、気軽に健康維持ができます。これは介護予防、医療費の削減、ひいては介護保険の削減にもつながるのではないかと思います、町長のお考えを聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今現在、健康遊具を設置しておる公園につきましても、今、設置済みの公園で、どのくらいの高齢者の方が利用されておるかということも担当課のほうには調査をするようにということは言っております。そういうことも含めながら、総合的に、今、おっしゃったこともよく分かるんです。やはり高齢者といえども、軽い運動と申しましょうか、軽スポーツと申しましょうか、そういうようなことをすることによって、自分の健康維持、健康寿命を上げていくために必要なことだということとはよく理解しておりますので、そこらも含めながら、今度、次の公園の計画の中へ取り入れていければというふうなことは一応考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 7番安竹 正議員から「ブロック塀耐震化改修工事費用の補助金を」について質問願います。

安竹議員。

○7番（安竹 正議員） 「ブロック塀耐震化改修工事費用の補助金を」について御質問いたします。

本年正月早々ですが、能登半島地震災害にはじまり、全国で震度5から6の地震に見舞われております。

また、隣国台湾では震度7の地震が発生し、ビル等建物の倒壊で多数の死者が出ました。

日本は地震大国です。いつどこで大地震に見舞われるか分かりません。坂町では建物に対する耐震化改修工事費用には補助金制度がありますが、ブロック塀の耐震化改修工事費用にも補助金制度を設けてはいかがでしょうか、町の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ブロック塀耐震化改修工事費用の補助金を」の件についてお答えをいたします。

令和6年1月1日に発生をいたしました石川県能登半島地震では、最大震度7の揺れが観測され、多くの貴い人命が犠牲となり、今も多くの方々が避難生活を余儀なくされております。

また、近年、日本の周辺国におきましても、大きな地震が発生している状況でございます。

こうした中、坂町といたしましては、地震による住宅の倒壊などを最小限に防ぐため、町民の方が自ら行う木造住宅の耐震診断費用の一部を補助する制度や、その結果に基づき、住宅の耐震性を向上させる改修工事費の一部を補助する制度を設けております。

ブロック塀の安全確保の対策につきましては、平成30年6月に発生をいたしました大阪北部地震により、公共施設のブロック塀が崩れ、小学生が下敷きとなり、命を奪われたことを教訓に、全国で公共施設のブロック塀の一斉点検が実施されました。

坂町におきましては、当時の点検結果に基づき、危険なブロック塀につきましては改修し、安全を確認をいたしておりますが、御提案の補助制度につきましては、住民の安全を確保する上でも必要と考え、町内の通学路や緊急輸送道路、また、避難路に面しておりますブロック塀などを対象に、国の補助基準に合わせ、制度として活用できるように取り入れてまいりたいと考えております。

また、制度を開始する際は広報誌などを活用し、幅広く住民の方々に周知したいというふうに思っております。

今後も町民の方々が不安なく常に安全で安心して暮らせるよう努めてまいります。御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○7番（安竹 正議員） 町長の答弁理解しまして、この国の補助基準、これに合わせて、町としていつ頃までにこういった制度を設けることができるのか、お考えをちょっとお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

この補助基準につきましては、今年、国のほうへ概算要望を行いまして、来年度当初から運用ができるように今から進行させていきたいと、このように思っております。以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 実を言いますと、今、担当課長がそれ以上申しませんので、私のほうがちょっと言わせていただきますと、以前に、平成30年の折にはこういう制度があるということもある程度把握をしておったんですけども、西日本豪雨災害で大きな町内全域が被災をしまして、そちらのほうに集中しておりまして、もちろんブロ

ック塀も倒壊したりしまして、そこらが交錯したら大変なことになるということもありまして、若干、スタートが遅れてそのままになったような状況もございまして、逆に議員さんのほうから御指摘をいただいたということで、今回、ばしっといけるようになりましたんで、そこらも理解をしていただきながらよろしく願いいたしたいと思っています。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○7番（安竹 正議員） 今の町長の言葉で安心しました。できるだけ早急にこれが実行できるようにお願いしたいと思っております。

最後ですが、できるだけ早くできるように努力をしていただくということで、改めて町長の最後の答弁をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 確かに重要なことでありますし、制度上、国にもそういう制度がありますんで、やはり町民のためにしっかりそれは活用していくべきだと思いますんで、しっかり前に進めてやっていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 4番池脇雅彦議員から「学校における食育及び給食について問う」について質問願います。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） それでは、「学校における食育及び給食について」質問させていただきます。

平成17年に定められた食育基本法によれば、食育とは、「生きる上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎となるべきもの」と位置づけられています。

食育は学校給食などを通して子供の食に対する正しい知識や食習慣を身につけさせ、子供の食生活の乱れや肥満・痩身傾向等に対応するために推進すべき重要な教育の一つであります。

また、学校給食は、小中学生ともに学校生活における大きな楽しみの一つであるとともに、成長期にある児童生徒の健康の保持増進、体位の向上に大きな役割を果たすものであります。

そこで、お尋ねします。

1点目、本町の令和6年度教育行政方針において、食育や学校給食についてなぜ触

れておられないのですか。その理由についてお答えください。

2点目、次に掲げる教育委員会と学校の取組における現状と課題、課題に対する対応についてお答えください。

- 1、学校給食などを通じた食育の推進。
- 2、学校給食における地場産物の活用。
- 3、学校給食の調理に係る衛生管理の徹底。

3点目、小中学校ともに食べるのが遅い子や残す子、片づけなど、学校現場では常に御苦労が絶えないと考えております。現在設定されている給食時間は適切であると考えておられますか。小中学校の給食時間の現状と課題、課題に対する対応についてお答えください。

4点目、学校給食費支援事業が本年度も継続して実施され、子育て世帯の負担軽減が図られています。次年度以降の事業継続にも大きな期待をしていますが、今後の見通しについてお答えください

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「学校における食育及び給食について問う」の件についてお答えします。

食べるということは生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものです。

御質問1点目の「「令和6年度教育行政方針」において、食育や学校給食について触れられていないのはなぜか」についてでございますが、食育の項目は食に関する指導の充実を図るため、平成24年度から令和元年度まで記載しておりました。現在は栄養教諭を中心として健全な食生活や地産地消を活用した指導などが充実してきたこともあり、取り上げておりません。

しかしながら、議員御指摘のように、食育に関する内容に関して具体的に触れることは、児童生徒が心身ともに健やかで安全に成長していくために必要であると考えております。

御質問2点目の「取組について現状と課題、課題に対する対応」でございますが、1の「食育の推進」については、各学校での食育に関する年間指導計画や給食センターの献立年間計画に基づいて食育に係る指導、啓発活動を行い、順調に取り組めております。

2の「地場産物の活用」については、献立年間計画に地場産物の使用予定を組み入れ、それらを使用した献立としております。季節の食材や郷土料理の「にたりもち」などを学校給食として提供することで、子供たちは五感を通じて食材への感謝、郷土愛等、豊かな心を育むことにつながっております。

課題といたしましては、地場産物は気候等に左右され、食材価格が変動しやすく、必要な使用量の納入が困難である場合があります、献立年間計画に使用予定の地場産物を月ごとにまとめるなど、計画的に活用できるよう工夫しております。

3の「調理に係る衛生管理の徹底」については、国の定めた学校給食衛生管理基準及び坂町立給食センターにおける衛生管理マニュアルに基づき、食材に応じた調理作業、適切な温度管理、作業工程により調理を実施し、調理場等の衛生環境を維持するための検査等も定期的実施しております。

課題といたしましては、調理機器等の経年劣化による機能低下や破損が懸念されるということです。この課題への対応については、日々の点検等により施設設備の維持管理を徹底しており、令和5年度については、蒸気回転釜更新工事を行い、本年度におきましては、ガス式フライヤー交換工事、消毒保管庫設置工事を予定しております。

3点目の「給食時間は適切であるか」についてでございますが、現在は配膳も含めて小学校が40分間、中学校が30分間の給食時間を設けております。日々の給食指導では、給食準備を素早く行い、喫食時間を確保できるよう指導しており、適切に給食が実施されていると考えております。

4点目の「学校給食費支援事業」についてでございますが、次年度以降については、国の補助金制度及び物価の動向等を注視しつつ、状況に応じて検討してまいります。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 大変丁寧な御答弁をいただきました。これを今日見て、あるいは、これからこの議会の一般質問の内容を知った保護者の方たちも大変安心してられるんじゃないかと、このように考えております。

そのような中で、今もかなり詳しくお尋ねいたしましたけども、食育と給食は学校教育において重要な役割を果たすものであるというふうに考えております。ぜひ、特に、私なんかもそうでしたが、学校に行く楽しみというのは給食だったという思いがありまして、来年度の令和7年度教育行政方針には、少なくとも学校給食について

はちょっと取り上げていただきたいと思います。その辺り、どのようにお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 現在は教育行政方針３に体力・運動能力の向上という項目がございますけども、そこで児童生徒が心身ともに健やかで安全に成長していくことができる取組という表現をしております。この部分に食育に関して具体的な表現を加えていきたいとは考えております。次年度に向けて、教育委員会で項目の復活、あるいは内容について検討することになります。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○４番（池脇雅彦議員） その点について、ぜひお願いしたいと思います。

次に、先日、私たち議員にこのような第３次健康さか２１の冊子をいただきました。この中で食育推進計画が取り上げられておりまして、食育の方向性について、町民の健全な食生活の実現と、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のために、行政、教育関係者、農林関係者などなど、各主体が相互の理解を深め、連携、協働し、町民運動として食育を推進することが求められると、このような記載がされています。

そこで、ちょっとお尋ねしたいんですけども、この計画を策定するに当たりまして、民生部と教育委員会、そして学校のそういった関係者はどのような連携と協働を図られましたか、教えてください。

○議長（川本英輔議員） 中保険健康課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

昨年度策定いたしました第３次健康さか２１の食育推進計画における学校の取組につきましては、保険健康課と学校教育課、栄養教諭を中心とした教職員とで協議を行い、学校の食育に関する取組について検討した内容となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○４番（池脇雅彦議員） 大変よく分かりました。この推進計画をよりよいものにするために、これからもぜひそういった連携、協働をしっかりと進めていっていただきたいと思います。

次に、学校給食というのはただ提供するだけじゃなくて、できるだけおいしい給食を提供したいというのは、これは子供たちも、食べる側もそうですけど、提供する側

もそういった願いを込めていると思うんですけども、このおいしい給食の提供という点に関して、教育委員会はどのように考えて取り組んでおられますか。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） おいしい給食という場合に、例えば栄養バランスであるとか、温かいということであるとか、みんなで食べると、食材がいろいろ豊富だとか、いろんな切り口、観点があるかと思います。

教育委員会といたしましては、月に一度、給食センターのほうに配膳関係の用務員であるとか、あるいは給食担当の教職員がおりまして、そちらのほうが出席して、いろいろな給食に関わる内容について協議することにしております。

特に喫食率、食べられてる量の割合、逆に言うと残菜率と、どれだけ残っているかということにもなろうかと思いますが、その確認であるとか、あるいは給食に関する課題について話し合う機会を設けております。

そこで栄養面や旬の食材、あるいは郷土料理、これをやろうと、ムラサキイモを使った料理を作ろう、にたりもちを作ろう、そういったようなことを、給食の量や質、そして喜びも含めたおいしい給食について検討しているところでございます。

○議長（川本英輔議員） 池協議員。

○4番（池脇雅彦議員） ありがとうございます。そういったことを考えていただいていることが非常に、今、本当に保護者の方々がいろんなことがちょっとやっぱり分かったんじゃないかなというふうに思っております、丁寧な御答弁をいただきました。

最後なんですけども、先ほど教育長のほうからも今後の優先順位をつけながら、総合的に施策を実施するというのはさっき町長も言われましたけども、学校給食費支援事業については、非常にやっぱり皆さんの関心が高いものでありまして、本当に最後ですが、町長、ぜひ前向きで力強い御答弁をいただければと思います。お願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時59分）

（再開 午後 2時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほど来、教育長の答弁でもございましたけども、一応、これまでの給食費の支援につきましては、コロナの関係で経済状況もかなり、今、変わってきております。そういう中で、今、子供を持たれておられる若い世代の親御さんに対して、町としてどういう、大変な状況でありますんで、支援ができるかという判断の下に、一部、そういう形で給食費の支援もさせていただいておりますし、本年度もこの1学期、あるいはまた、1年を通じた増額分については支援をするということにいたしておりますが、トータル的なことにつきましては、やはり国のしっかりした動向を踏まえながら、先ほど来、ずっと申しておりますけれども、例えば自治体間で子供を育てるために財源的な競争をさせたりとか、そういうことはやはり適当でないというようなことも全国の中でいろいろ議論されておりますので、そういう面も含めながら、国にもちゃんとした対応していただくように、ユニバーサルサービスで対応していただくようなことで、強い要請、要望をいたしておりますので、全体的にそういうことも勘案しながら、またしかるべき対応、また急を要するような事態が発生すれば、これはまた別でございますけども、だんだんと落ち着いてきておりますので、国の対応をしっかり見極めながら判断していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時15分とさせていただきます。

（休憩 午後 2時02分）

（再開 午後 2時15分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 6番末吉克己議員から「災害対策のための備品配備や設備活用をしては」について質問願います。

末吉議員。

○6番（末吉克己議員） 「災害対策のための備品配備や設備活用をしては」の件について質問いたします。

平成30年7月に発生した西日本豪雨災害から今年で6年を迎え、坂町は本格的に復旧から復興へとかじを切っている状態です。

「災害に強いまち・人づくり」を目指し、ハード面では砂防堰堤や急傾斜地の斜面対策工事、溪流保全工の整備など実施しており、ソフト面では地域や各種団体と連携した防災啓発活動、土砂災害や津波高潮のハザードマップの作成など実施しております。

早期避難につながる取組としては、戸別受信機の無償貸与や町ホームページ、町公式ラインへ河川状況の画像の掲載に加え、dボタン広報誌や各種SNSなど、様々な媒体を活用した避難情報の発信を行っています。

今後、南海トラフ地震の発生が懸念される中、土砂災害だけでなく、地震にも備える必要があります。防災に関わる以下2点を質問します。

①学校の耐震化は完了しているが、天井や照明等が落下するおそれがある。防災頭巾は落下物から頭部を守り、避難時では頭巾を防寒具や枕にもなるため、災害時に非常に役に立つ防災頭巾を小中学校に配備しては。

②かまどベンチ、マンホールトイレが整備されているが、有事の際に使い方が分からないなどを起こさないために、日頃から町民が使用できるようにしては。

関係当局に伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「災害対策のための備品配備や設備活用をしては」の件についてお答えをいたします。

南海トラフを震源とする巨大地震が発生した場合、本町においては、最大震度6弱の地震が起こり、最高津波水位は3.6メートルと予測されております。

本町では、土砂災害への備えのみならず、地震に伴う津波災害に備え、津波災害時避難場所として町内34か所を指定し、現在、坂東四丁目地内に坂東防災空地の整備を行っているところでございます。

御質問1点目の「防災頭巾の小中学校への配備」についてでございますが、現在、小中学校におきましては、地震に係る避難訓練として、津波を想定した高台へ逃げる訓練を行っております。訓練では、地震発生時の身を守るために、安全行動①、②、③として、①姿勢を低くして（しゃがむ）、②体や頭を守って机の下など（かくれる）、③揺れが収まるまでじっと（まつ）を徹底し、揺れが収まったら運動場へ集まり、避難場所に避難しております。

さらに、小学校におきましては、赤白帽子は常に机の横にかけ、地震の際にかぶる

指導もしております。そのような状況を踏まえ、防災頭巾の配備については、現時点では検討をいたしておりません。

御質問2点目の「かまどベンチ、マンホールトイレを有事の際に容易に使用できるよう、平時から使用できるようにしては」についてでございますが、かまど・トイレは生活に密接した設備でありますので、有事の際には住民の皆様自身が使いこなせることが大事なことでございます。しかしながら、常設で利用していただくことは、管理面などにおいて難しいというふうに考えております。各地区で実施する避難訓練の機会を活用して、使用方法等について確認をいただくことが効果的であると考えておりますので、消防団、防災士及び地域防災リーダーの皆様と連携をして取り組んでまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 答弁にありましたように、マンホールトイレとかまどベンチは管理が難しいということで、日頃から使うことがちょっと難しいという答弁でございました。

各地区の避難訓練のときには、消防団とか地域防災リーダー、防災士の方と連携しまして、そういった使用方法等を確認していただくということを考えておるという答弁をいただきましたので、ぜひぜひしっかりと皆さんが使いやすく使用できるように説明のほうをよろしくお願いします。

そのマンホールトイレとかまどベンチの件なんですが、実際、坂町のほうにはどの施設にどれぐらいの数がありますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

かまどベンチでございますが、S u n s t a r H a l l に3基、北新地運動公園に3基、横浜公園に2基、横浜西及び中央津波災害一時避難場所に2基と1基、自然災害伝承公園に2基、全部で合わせまして6か所で13基ございます。

また、マンホールトイレに関しましては、S u n s t a r H a l l に13か所、横浜中央津波災害一時避難場所に15か所、合計28個のトイレを用意しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） かまどベンチにしろ、マンホールトイレにしろ、かなり坂町では多く設置してあるということで、しっかりと有事の際はいろいろ活躍すると思いますので、しっかりとメンテナンスのほうをよろしく願いいたします。

このたびの私の一般質問は、非常に的を絞った質問となっておりますので、2問目で最後の質問とさせていただきます。

今後、南海トラフ地震が懸念され、とある地質学者の研究者の方が、瀬戸内海南西部の断層部による直下型地震も発生するのではないかという情報も発信されております。

ぜひ、各小中学校に地震に備えて防災頭巾の配備を検討していただきたいのですが、一般質問通告書の内容とほぼ一緒の内容になりますが、ぜひ各小学校に地震に備えて防災頭巾の配備をお願いしたいのですが、そのところ、配備の件についてお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 防災頭巾が落下物の頭への衝撃をある程度和らげるということについては承知をしております。しかしながら、大きな地震が落下物起こり得るわけなんですけども、頭だけじゃなくて、体とか、肩や体を守るといったときには、すぐ机の下に入るほうが有効な場合もあるんじゃないかなというふうに思っております。防災頭巾の配備については、今からでも効果を実証する場面が出てくるのではないかと考えておりますので、そういったような事例も十分吟味しながら検討してまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時22分）

（再開 午後 2時22分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 現在は検討しておりません。

今からそういうふうなことが効果があるということが具体的にできれば、将来的には

考える余地はあるのかなということでございますので、御理解ください。

○議長（川本英輔議員） 10番柚木 喬議員から「最新の空き家対策は」について質問します。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 「最新の空き家対策は」の件で質問させていただきます。

空き家の増加を抑えるために、初回特別措置法が平成27年に施行され、本町では第2期坂町空家等対策計画が令和2年度から令和11年度までの10年間として作成され、5年ごとに見直しがうたわれています。

令和5年には改正特別措置法が制定され、「管理不全空家」という類型が新設され、「活用促進区域」制度もできたと聞いております。下記についてお聞きします。

一つ、平成27年10月1日の調査分は全町空き家率が10.2%とされ、令和2年10月1日調査においては9.9%となっているが、改善されていない横浜一部、中村、西側の各地区の対策はどのようになっていますでしょうか。

2点目、「管理不全空家」は特定空家になる前の放置状態のことを言うが、本町の実態と対応を伺います。

3点目、「活用促進区域」制度の導入で空き家の活性化になるとされていますが、本町はどのような動きをしているかをお聞きします。

道路拡幅による解消が根本手段であるが、拡幅対応と成果を伺いたい。

5点目、解体費用を無料で見積りをする民間アプリがあり、一部の自治体が導入しているが、導入すればどうかと思いますが、以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「最新の空き家対策は」の件についてお答えをいたします。

1問目の「平成27年と令和2年における空き家調査の比較及び横浜一部、中村、西側の各地区の対策」でございますが、平成27年と令和2年の空き家の率を比較いたしますと、全体で平成27年は10.2%、令和2年は9.9%であり、中村地区では5.7%が13.1%となっており、7.4ポイント空き家の率が上昇しております。

また、西側地区では12.3%が13.0%と、0.7ポイント上昇しております。

逆に、横浜一部地区におきましては、20.7%が18.0%と、2.7ポイント解消いたしております。

また、件数で申し上げますと、平成27年では369件の空き家がございましたが、

令和2年では半数以上の210件の空き家が解消されたものの、この間、新たに293件の空き家が発生をし、結果的に空き家の解消率が0.3%の改善にとどまったものでございます。

次に、2問目の「「管理不全空家」は特定空家になる前の放置状態のことを言うが、本町の実態と対応を伺う」についてでございますが、管理不全空家につきましては、1年以上誰も住んでいない状態の家で、管理が不十分であり、今後もそのままの状態だと特定空家に指定されるおそれがある空き家とされております。このたびの改正で管理不全空家に指定された場合、各自治体が所有者に対して指導及び勧告を行うことができることとなりましたが、坂町におきましては、この制度ができる以前から、空き家が判明した時点で、所有者などに対しまして情報の提供や助言を行っており、現在のところ管理不全空家と指定した家屋はございません。

次に、3問目の「「活用促進区域」制度の導入で空き家の活性化になるとされているが、本町はどのような動きをしているかを聞く」についてでございますが、「空き家等活用促進区域の設定」につきましては、市区町村が中心市街地や地域再生拠点などの区域のうち、空き家の分布や活用の状況を見て、空き家の活性化が必要と認める特定区域を空き家等活用促進区域として指定をし、空き家の活用指針を策定をいたします。この指針に基づき、空き家の建て替え、改修や用途変更が従来の申請より簡素化される制度と伺っております。しかしながら、施行されて半年であり、全国的にも事例が少ないこともあり、今後、注視をしていきたいというふうに思っております。

4問目の「道路拡幅による解消が根本手段であるが、拡幅対応と成果を問う」についてでございますが、空き家となっている箇所は道路が狭小で、車両の通行が困難なところが多く存在をいたしております。

現在、生活道路の拡幅につきましては、避難路として整備する道路のほか、建築物の建て替えに伴う道路拡幅を推進しているところでございますが、全ての道路が対象ではなく、ある程度の区間における通行の確保ができる路線から実施をしているところであり、空き家の対策として拡幅しているものではございません。

5問目の「解体費用を無料で見積りをする民間アプリがあり、一部の自治体が導入しているが、導入すればどうか」についてでございますが、議員が申されましたとおり、パソコンや携帯から建物の解体費用の試算ができるシステムを導入している自治体がございます。仕事などで解体の見積りを依頼する時間のない方や、遠方に住んで

おられ、何度も現地に行くことが困難な方にとっては、ある程度、一般的な費用が分かり、目安としては便利なサービスではないかと思っておりますが、一方で、町内の道路は複雑で、狭小な道路も多くありますことから、機械や廃材の搬入・排出の難度により費用が大きく異なる場合があると思われ、所有者と業者間のトラブルが生じる可能性がありますので、導入に関しては十分精査する必要があると思っております。

いずれにいたしましても、空き家の問題は少子高齢化・人口減少対策などの問題と関係する地域課題であると考えており、空き家の適正管理と利活用を空き家所有者の皆さんが気軽に相談できるよう、「空き家活用支援窓口」を企画財政課に設置し、きめ細やかな対応をしているところでございます。

また、将来、空き家にならないよう、広報さかやホームページなどを通じて、居住している段階からの意識啓発、三世代同居・近居を促進する補助制度も設けているところでございます。

こうした空き家の適正管理と利活用、移住定住施策を総合的に進めていくため、私を含め、関係職員との「空き家利活用連絡会議」を毎月２回開催をし、相談内容の共有や進行管理を行っているところでございます。

引き続き、国の制度や他の市町事例なども注視をしながら、坂町らしい空き家対策を進めてまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○１０番（柚木 喬議員） ちょっと前半で答弁がありました、今、平成２７年度の空き家の数の件で確認したいと思うんですが、２７年度調査は３６１件の空き家があったんですね。令和２年度の調査においては３７１と、僅か２件の増になっているんです、私の資料では。これは答弁の中では２１０件の空き家が解消して、２９３件の空き家が発生したというたら、純増が８３件じゃないですか、これ。空き家が発生した件数が８３件多いんですね。ということは、例えば、今、私が単純に今の平成２７年と令和２年度の比較資料から見れば、答弁の食い違いがちょっとあるのかなと思うんですが、実数は捉えることはできのでしょうか、これ。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 ２時３３分）

(再開 午後 2時34分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） こちら増減の数値が合わないということでございますけども、解消した件数と、また、空き家所有者さんに企画財政課のほうで調査をいたしまして、利活用ありということ把握した物件が八十数件ございまして、そちらはもともと空き家でなかった、空き家として把握を町としてはしてたんですけども、実際に空き家所有者さんにお尋ねすると、空き家ではなかったという物件が八十数件ございまして、このような数字になっているものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 要は、単純に27年と令和2年を比較した数字をここに用意したんですが、答弁どおり10.2から9.9になったのを、令和2年ですね、喜んだわけですけど、実際にはその数字がこういうふうに変わってきて、これはたしか、これを試算したら10.2の空き家率が、平成27年、それが令和2年には12%になる計算になるんですよ。9.9にはならないと思うんですけど、その辺はちょっと答弁にありましたもので、ちょっとその辺の確認をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 山本課長。

○企画財政課長（山本 保君） お答えいたします。

平成27年の調査と令和2年の調査につきましては、平成ヶ浜地区と北新地地区、こちらのほうが平成27年の際には算入されておらず、令和2年につきましては、平成ヶ浜、北新地のほうも空き家数を加味いたしておりますので、このような数値になっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） ちょっと数字の件でいろいろと、平成27年から令和2年、かなり飛んでますんで、なかなか算式が違ってきたり、地域のあれが違ってきたりしているということを言われたんですが、いずれにしても、空き家率がかなり9.9じゃなくて12%に私はなるんじゃないかと思いますね、分母も変わってくるし。ちょっ

とまた改めてそういう最新の一覧表を出していただきたいと思います。

次の質問で、管理不全空家を指定した家屋はないという答弁だったんですよね。国がいろいろと令和2年特措法によってこれが必要じゃいうて言われたのが令和5年12月ですか、改正特措法ができたんですけども、これは先ほど申しましたように、特定空家の前の段階のものを管理不全空家として、かなり指導、勧告したら、是正を勧告した時点で固定資産税の軽減措置を適用しない仕組みを設けたわけですよね。だから6倍ぐらいになるんかの。家が建とったら6分の1になってるけど、空き地にしたら軽減措置を適用しない仕組みになってるわけで、かなりこれは厳格な管理不全空家ですよいうてはっきり申し上げないと、所有者がそんなにはっきり認識せんのじゃないかと思うんだけど、ちょっとこの改正特措法の意味を解釈してないんじゃないかと思うんですが、どうですか、その辺は。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

管理不全空家につきましては、今まで特定空家に指定しなければ、法の規定の下で行政が指導、勧告できなかったものと私は理解しております。

また、特定空家に指定する家屋につきましては、既に住める状態ではない家屋が多く、それに至るまでに自治体が介入できるように法の整備がされたものと思っております。

答弁でもございましたように、坂町におきましては、空き家の情報がありましたら、解消に向けて早めに行動することを行っておるところでございます。

議員さんおっしゃるように、今回の特定不全空き家もそうでございますし、特定空家もそうでございます。その指定されて勧告された場合、固定資産税の特例措置という部分が外されるということになっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 結局、特措法の狙いを、ある程度、勘案しながら、空き家をなくすこと、あるいは住民に周知すること、これはやっぱりやっていかなきゃ、お互いのめり張りがつかんのじゃないかと私は思います、管理不全空家という特定ものの。

それともう一つ、次の活用促進区域という制度があるということで、3点目ですね、

これは全国的に事例が少ないんで、考えてみるということなんだけど、これだって建て替えができるとか、土地の用途を変更しやすくなる制度なんで、これだってある地域いうか、例えば平地部を中心に先に走らすとか、空き家が少ないかもしれませんけど、奥のほうじゃなくて、平地部中心に地域指定をするとか、全然、これ、やってみるいうか、やってみりゃええんじゃないかと思うんですが、そういうふうな問題とは違うんですか。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

活用促進区域の制度の導入につきましては、本来、改正の目的といたしましては、例えば道路を広げるとか、建築基準の緩和をするという目的ではないと思っております。あくまで市街地などで空き家が集中している地域を指定し、その地域を活性化するために特例的に規制を緩和するという制度だと考えておるところでございます。

坂町におきましては、空き家の件数はある程度ございますが、それが集中して空き家があるということはございませんので、この活用促進区域制度の導入につきましては、現在、適合しないものと思っておるところでございますが、今後、他の自治体の事例なども注視しながら、空き家の解消に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 最後の質問です。

住民が空き家解体を前向きにやってくれるのは、行政にとってもええことなんですよ。そういう意味で、空き家解体の無料見積りの件で、たしかこれは三原市と安芸高田市が導入してるというて聞いてるんですけど、空き家解体アプリですよ、だからこれは答弁的には狭小な道路等の諸条件とトラブル発生とかいうのは、それはどこでもある話ですよ。三原でもいっぱいあるんじゃないかと思うんですよ。そのことを全部信じて、所有者が走るということはないと思うんですよ。やっぱりこれ以外に附随的な金がかかるというようなことをそのアプリは逃げると思うんだけど、やはり前向きに解体するということを協力をしてあげなきゃいけないと思うんですよ、住民に対して。所有者がやっぱり解体の意思を示すこと、これが物すごく導入なんで、やはりこれは導入実施をすべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） お答えいたします。

こちらのアプリ、概算で解体費用が分かるということでございますけども、本町におきましては、若干、実情が違いまして、平成28年度から空き家支援窓口を設置いたしまして、空き家の解消に200件以上取り組んできた実績がございますけども、そういった中で、ある程度のノウハウを蓄積いたしておりますので、こういった概算であれば、本町の場合、工事車両が入るようなところでございましたら、坪4万5千円掛けていただければ、概算の金額は出ますし、あと重機が入らないようなところでございましたら、坪9万円を掛けていただければ、概算の金額は出ます。

また、令和3年度に国土交通省の補助事業を活用した民間事業者さんと一緒に、空き家の可能性見える化プロジェクトというのを実施をいたしまして、町が把握している全所有者さんに物件調査を無料でいたしますということを221件の所有者さんに案内をお送りし、57件、希望されている所有者さん全て57件の調査を既に実施をいたしておりますので、現状、このアプリを導入しても、あまりそういった利用される方は多くないのかなというような認識でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 4番池脇雅彦議員から「学校における子供の読書活動についてを問う」について質問願います。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 「学校における子供の読書活動について」質問させていただきます。

令和3年4月に策定された「坂町子ども読書活動推進計画」によれば、本計画を基にして、子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に本に親しみ、読書習慣を身につけることができるよう、読書環境の整備、関係機関の連携により、地域社会全体で子供の読書活動の推進に取り組むとしています。これらの取組は文字を学ぶこと、表現力や確かな教養を身につけることなどにつながるとも大事な取組であると私は考えております。

そこで、本計画の方策に示されている「小学校・中学校等における子どもの読書活動の推進」に対して、教育委員会及び学校が適切に取り組まれているのかをお尋ねします。

各質問に対しては、令和5年度の実績及び令和6年度の実施計画に基づきお答えく

ださい。

なお、答弁に当たりましては、「学校での読書活動というのはどのように行われているのか」という保護者の目線を強く意識して、丁寧にお答えください。

1点目、全校読書活動についてはどのように行われていますか。また、子供の言語能力などにどのような効果をもたらしましたか。

2点目、学校の読書活動において、ボランティアはどのように活用されていますか。現状と課題についてお答えください。

3点目、本を読むための力の育成のために「アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善」が行われていると聞いております。その取組と実施効果についてお答えください。

4点目、「子ども司書」養成講座への参加実績と実施効果についてお答えください。

5点目、町立図書館と学校の連携・協働について、その現状と課題についてお答えください。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「学校における子供の読書活動について問う」の件についてお答えします。

良い本と出会い、読書経験を積み重ねる中で、子供は考えを深め、創造力を培います。

御質問1点目の「全校読書活動はどのように行われているのか、また、子供の言語能力などにもたらす効果」についてでございますが、小学校では週1回、中学校では毎日、短時間の読書時間を設けています。そのほかにも学校ごとに読書ポイントや図書スタンプラリー等により、読書の促進を図るための工夫を行っております。

これらの取組により、読書をする習慣が身につき、本を読む力、考える力、集中力の向上につながっております。これらは日々の学習やコミュニケーションにおいても生かされ、児童生徒の学力の向上につながっております。

御質問2点目の「学校の読書活動におけるボランティアの活用の現状と課題」についてでございますが、小学校では地域や保護者、町立図書館などで活動されているグループによる読み聞かせを実施しております。児童はこの時間を非常に楽しみにしており、実施回数を増やしたいところではありますが、学校の日程やボランティアさん

の人員の調整が難しいことにより、月1回しか実施できていないという課題がございます。

御質問3点目の「アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善の取組と実施効果について」でございますが、小学校におきましては、国語科等の教材と関連させた本のコーナーを教室に設置する等により、子供たちの図書への興味を喚起し、手に取りやすい環境をつくることにより、子供たちが自ら主体的に図書を選択し、読書を通して他者と共感したり協働する力を育むことができていると考えております。

御質問4点目の「「子ども司書」養成講座への参加実績と実施効果」についてでございますが、令和5年度の「子ども司書」養成講座の参加人数は6名です。講座受講者は本に関する知識や読書を進めるための方法を身につけ、児童の中の読書活動を推進するリーダーとして学校や地域で読書の楽しさや大切さを広めております。

御質問5点目の「町立図書館と学校との連携・協働について、現状と課題について」でございますが、坂町立図書館司書により、月1回、各小中学校へ巡回しております。巡回内容につきましては、蔵書点検、おすすめ図書を紹介するポップ作成、読み聞かせ等について各学校の司書担当教諭と連携し、専門的な指導やアドバイスによる学校図書館の環境整備及び読書活動の推進に取り組んでおります。

課題といたしましては、坂町立図書館司書、各学校の司書担当教諭の業務量が増えており、業務改善に取り組みながら、引き続き、質の高い図書環境整備及び読書活動推進を図ってまいります。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） それでは、再質問させていただきます。

全校読書活動の効果について御答弁いただきました。大変よく取り組んでおられているという認識を持っております。であります、その効果について、数値的なデータはありますか。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 数値的なデータというものはございませんけども、例えば全国学力・学習状況調査等での国語科での成績を見ますと、力がついているなというふうなことは分かります。そういった意味で、日頃の読書活動が学力の向上に関わっているのではないかなというふうに認識をしております。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） まさに求める答えでございまして、次にですけれども、学校の読書ボランティアの活用について御答弁いただいておりますけれども、学校の読書ボランティアについては、日々、非常に多忙な中で、月に一回、御苦労かけておりますけれども、このボランティアさんに対して、やはり学校管理職、校長、教頭が各教室をやっぱり回ったり、あるいは、ボランティアの方々に対してのお礼という、挨拶とかですね、そういうものをされているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（川本英輔議員） 見田学校教育課長。

○学校教育課長（見田容子君） お答えいたします。

本当にボランティアさんの月に一回の読み聞かせというものを子供たちすごく楽しみにしております、読み聞かせに来ていただいているボランティアさんのほうも、とても子供たちの表情が豊かであったり、とても楽しんでくれているということで、大変とは思いますが、御都合を合わせていただいて、現場に出てきていただいております。

それに関して、教職員のほうもとても感謝しておりますし、やはりそういう感謝の言葉とか、本当に本を読むということは、読み聞かせというか、自分が読むことも大事ですけど、人に読んでもらうということがすごく大事なんだということを、教職員のほう、常に子供たちのほうにも伝えておりますし、ボランティアさんのほうにも伝えていっておりますので、ボランティアさんのほうも忙しい中、来ていただいているというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） そうした大変な中で来ていただいているので、学校教職員のほうもそういったような対応をしていただければよろしいのではないかなというふうに思っております。

それでは、最後の質問になります。

「子ども司書」養成講座についての御答弁いただいておりますけれども、この参加人数が6名というのが多いのか少ないのかということになると、ちょっと私も分からないんですけれども、その効果は上がってるんだろうと思うんですが、ちょっとこの質問の中でお尋ねできなかったんで、今後の課題についてお尋ねして、この質問を終わり

ます。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） おっしゃるように、ちょっと人数が少ないかなということではございます。これ、小学校3校持ち回りでやったりといったような形で、「子ども司書」養成講座を行っておるといったような現状もありますので、そこら辺の在り方も町全体でという形で工夫できないのかなということも、今後、検討してまいりたいと思っています。

また、町立図書館との連携、これはこの「子ども司書」養成講座の一つの大きなポイントでありますし、県のほうへ行って、いろいろな講座の中で学ぶといったようなこともありますので、そういった町立図書館、県立図書館との取組も、今後、充実するように鋭意努力してまいります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

本定例会の会期は6月10日までとしておりますが、坂町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

最後に、町長から発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 令和6年第4回坂町議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会にお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

これから梅雨の時期となり、蒸し暑い日が多くなると思われますが、皆様方には御自愛をくださいますとともに、これからもなお一層の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、令和6年第4回坂町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（閉会 午後2時58分）